

欧州連合  
商標委員会規則  
(EU) 2018/625  
2018年3月5日施行

目次

第 I 編 一般規定

第 1 条 対象事項

第 II 編 異議申立及び使用証明についての手続

第 2 条 異議申立通知

第 3 条 異議申立手続における言語の使用

第 4 条 異議申立手続に関与する当事者への情報

第 5 条 異議申立の許容

第 6 条 異議申立手続の当事者対審段階の開始及び手続の事前終結

第 7 条 異議申立の実証

第 8 条 異議申立の審査

第 9 条 複数の異議申立

第 10 条 使用証明

第 III 編 出願の補正

第 11 条 出願の補正

第 IV 編 取消及び無効又は移転

第 12 条 取消又は無効宣言を求める申請

第 13 条 取消又は無効の手続に使用される言語

第 14 条 当事者向けの取消又は無効宣言を求める申請に関する情報

第 15 条 取消又は無効宣言を求める申請の許容

第 16 条 取消又は無効宣言を求める申請の実証

第 17 条 取消又は無効宣言を求める申請の実体的事項に対する審査

第 18 条 取消又は無効宣言を求める複数の申請

第 19 条 取消又は無効宣言を求める申請に関する使用証明

第 20 条 移転請求

第 V 編 審判請求

第 21 条 審判請求の通知

第 22 条 理由の陳述

第 23 条 審判請求の許容

第 24 条 応答

第 25 条 上訴

- 第 26 条 当事者系手続における応答及び反論
- 第 27 条 審判請求の審理
- 第 28 条 審判部による通信
- 第 29 条 一般的利害についての疑問に関する注釈
- 第 30 条 絶対的理由についての審理の再開
- 第 31 条 優先事項としての審判請求の審理
- 第 32 条 審判部の決定の正式な内容
- 第 33 条 審判請求手数料の返還
- 第 34 条 審判請求の対象となる決定の訂正及び取消
- 第 35 条 審判請求の審判部への割当及び報告者の指定
- 第 36 条 単一の構成員の権限の範囲内に属する事例
- 第 37 条 大審判体への付託
- 第 38 条 審判部の編成変更
- 第 39 条 決定の審議, 投票及び署名
- 第 40 条 審判部の議長
- 第 41 条 審判部への報告者
- 第 42 条 登録課
- 第 43 条 構成員及び議長の先順位及び交替
- 第 44 条 除斥及び忌避
- 第 45 条 大審判体
- 第 46 条 審判部の幹部会
- 第 47 条 審判部の部長
- 第 48 条 他の手続に関する規定の審判請求手続への適用可能性

#### 第 VI 編 口頭手続及び証拠調べ

- 第 49 条 口頭手続への召喚
- 第 50 条 口頭手続の言語
- 第 51 条 当事者又は証人及び鑑定人らの証言及び検証
- 第 52 条 鑑定人への委託及び鑑定人による見解
- 第 53 条 口頭手続の調書
- 第 54 条 口頭手続における証拠調べの費用
- 第 55 条 書面による証拠の審査

#### 第 VII 編 EU 知財庁による通知

- 第 56 条 通知に関する一般規定
- 第 57 条 電子的手段による通知
- 第 58 条 郵便又は宅配便による通知
- 第 59 条 公示による通知
- 第 60 条 代理人に対する通知
- 第 61 条 通知における不備
- 第 62 条 複数の当事者の場合における書類の通知

第 VIII 編 書面による通信及び様式

第 63 条 EU 知財庁あての書面又はその他の手段による通信

第 64 条 郵便又は宅配便による通信の付属書類

第 65 条 様式

第 66 条 代理人による通信

第 IX 編 期間

第 67 条 期間の計算及び存続期間

第 68 条 期間延長

第 69 条 特別な場合における期間の満了

第 X 編 決定の取消

第 70 条 決定又は登録簿における登録の取消

第 XI 編 手続の中止

第 71 条 手続の中止

第 XII 編 手続の中断

第 72 条 手続の再開

第 XIII 編 代理

第 73 条 共通代理人の選任

第 74 条 委任

第 75 条 職業代理人一覧の修正

第 XIV 編 標章の国際登録に関する手続

第 76 条 団体標章及び証明標章

第 77 条 異議申立手続

第 78 条 異議申立を基礎とする仮拒絶の通知

第 79 条 保護付与の陳述

第 XV 編 最終規定

第 80 条 経過措置

第 81 条 廃止

第 82 条 施行及び適用

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を顧慮し、

EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2017/1001 並びに特に、その第 48 条、第 49 条(3)、第 65 条、第 73 条、第 96 条(4)、第 97 条(6)、第 98 条(5)、第 100 条(2)、第 101 条(5)、第 103 条(3)、第 106 条(3)、第 121 条、第 168 条、第 194 条(3)及び第 196 条(4)を顧慮し、

ここに

(1) 理事会規則(EC)No. 207/2009 として成文化された理事会規則(EC)No. 40/94 は、欧州連合知的財産庁(以下「EU 知財庁」という)に対する単一の出願を基礎として連合の段階で取得される商標の保護のために、連合独自の制度を創設した。

(2) 規則(EC)No. 207/2009 を補正する欧州議会及び理事会の規則(EU)2015/2424 は、当該規則(EC)No. 207/2009 において委員会に与えられた権限を欧州連合の機能に関する条約の第 290 条及び第 291 条に調和させた。その協調の結果から生じる新たな法的枠組と整合させるために、欧州連合委員会の委任規則(EU)2017/1430 及び委員会実施規則(EU)2017/1431 が採用された。

(3) 規則(EC)No. 207/2009 は、規則(EU)2017/1001 として成文化された。明確性及び簡潔性のために、委任規則に含まれる言及は、該当する基本法の成文化の結果として生じる条文の番号振り直しを反映すべきである。それ故、委任規則(EU)2017/1430 を廃止し、かつ、当該委任規則の規定が、規則(EU)2017/1001 についての更新された言及を伴って、本規則に定められるべきである。

(4) 異議申立に関する手続規則は、EU 知財庁により、透明、周至、公正、かつ、公平な手続を用いて、EU 商標出願の効果的、効率的、かつ、迅速な審査及び登録を確保すべきである。法的確実性及び明確性を確保するために、それらの異議申立に関する規則は、規則(EU)2017/1001、特に、異議申立手続の許容性及び実証についての要件に定められている拡大された相対的拒絶理由を斟酌すべきであり、かつ、欧州連合司法裁判所の判例法を一段と良好に反映し、及びEU 知財庁の実務の成文化するために調整されるべきである。

(5) 法的確実性を確保しつつ、連合における一段と融通性、一貫性があり、かつ現代的な商標制度を可能にするためには、手続言語で証拠を提出することの要件に加えて、該当する証拠の内容が EU 知財庁によって組織化された情報源からオンラインでアクセス可能である場合に、先の権利の実証に関する要件を緩和することにより、当事者系手続における当事者が負う行政負担を減少することが適切となる。

(6) 明確性及び法的確実性のために、かつ、EU 商標出願を補正することの要件を、明瞭、かつ、包括的な仕様で定めることが重要である。

(7) EU 商標の取消及び無効宣言を規制する手続規則は、当該 EU 商標が、透明、周至、公正、かつ、公平な手続により、効果的、かつ、効率的な仕様で、取り消すことができること又は無効を宣言することができることを保証すべきである。効率及び法的確実性に加えて、明確性及び一貫性を一段と大きくするために、EU 商標の取消及び無効宣言を規制する手続規則は、取消及び無効宣言手続の特異的性質に基因して必要とされる相違点のみを残して、異議申立手続に適用される手続規則に協調させるべきである。さらに、権限付与されていない代理人の名称で登録された EU 商標の移転請求は、実務において商標を無効にすることの代替策として役立つ無効手続と同様な手続上の方針に従うべきである。

(8) 司法裁判所の確立されている判例法によれば、EU 知財庁は、別段の定めがない限り、異議申立を実証するか又は異議申立若しくは無効の手の続の関連において先の標章の真正な使用を証明するかの何れかの目的のために遅れて提出された証拠を審査するときに、自由裁量権を享受する。法的確実性を確保するために、そのような裁量の適切な境界は、EU 商標の異議申立手続又は無効宣言の手続を規制する規則に正確に反映されるべきである。

(9) 知的所有権法の特異的な性質に適合された透明、周至、公正、かつ、不偏な審判請求手続の特異的な性質により、かつ、規則(EU)2017/1001 に定められた原則を考慮して、EU 知財庁によって第一審でなされる決定の、有効で効率的及び当事者らによって定義される審判請求の範囲内での完全な査閲を許容するためには、特に、被告が上訴を提訴する権利の使用を行使する場合には、手続規則及び当事者らの手続上の保証を明確化し、かつ、特定することにより、法的確実性及び予測可能性を補強することが適切となる。

(10) 審判部の効果的、かつ、効率的な組織を確保するために、審判部の部長、議長及び構成員は、規則(EU)2017/1001 及び本規則によってそれらに授与されたそれぞれの機能の行使において、審判請求手続の効率に加えて、審判請求に対して審判部で独立してなされる決定の高度な質及び一貫性を確保することを要件とされるべきである。

(11) 規則(EU)2017/1001 の第 166 条に定められた審判部の部長、議長及び構成員の独立性を確保するために、管理委員会は、職員規則及び職員規則の第 110 条に従う他の公務員に関する雇用条件に効力を生じさせる適切な実施規則を採択する場合には、以降の条文を斟酌すべきである。

(12) 審判請求手続の透明性及び予測可能性を向上するために、委員会規則(EC)No. 2868/95 及び委員会規則(EC)No. 216/96 に当初に定められている審判部の手続に関する規則は、単一の本文で記載され、かつ、EU 知財庁の決定が審判請求の対象となる EU 知財庁の部門に適用される手続規則と正当に関連付けられるべきである。

(13) 明確性及び法的確実性のために、特に、口頭手続の言語に関して、当該口頭手続を規制する一定の手続規則を体系化し、かつ、明確化することが必要とされる。さらに、技術的手段により口頭手続に関与し、かつ、それらの記録により口頭手続の調書を差し替えることの可能性を導入することにより、一段と大きな効率及び融通性を提供することが適切となる。

(14) 更に手続を合理化し、かつ、その手続を一段と一貫性のあるものとするために、構造及び様式に従って証拠を提出しないことの結果に加えて、あらゆる手続において EU 知財庁に提出されるべき証拠の基本的な構造及び様式について定めることが適切となる。

(15) 連合における商標制度をインターネット時代に適合させることにより現代化するために、通知に関連する「電子的手段」の定義及び時代遅れではない通知の様式を定めることが、更に適切となる。

(16) 効率、透明性及び使い勝手のために、EU 知財庁は、オンラインで完遂することができる同 EU 知財庁における手続上の通信について、当該 EU 知財庁のすべての公式言語による標準様式を利用可能となすべきである。

(17) 一段と大きな明確性、一貫性及び効率のために、両当事者によって請求される中止の最長期間についても定める、異議申立、取消、無効及び審判請求の手続の中止に関する規定が、導入されるべきである。

(18) 期間の計算及び長さを規定する規則、決定の取消又は登録簿における登録の取消に関する手続、手続の再開に係る詳細な構成及び EU 知財庁における代理に関する詳細は、EU 商標

制度の円滑，効果的，かつ，効率的な運用を確保する必要がある。

(19) 標章の国際登録に関するマドリッド協定に係る議定書の規則に完全に合致する態様での効果的，かつ，効率的な国際商標の登録を確保することが必要である。

(20) 実施規則(EU)2017/1431 及び委任規則(EU)2017/1430 は，規則(EC)No. 2865/95 及び(EC)No. 216/96 において先に定められている規則を差し替え，したがって，それらの規則は廃止された。その廃止にも拘らず，規則(EU)2017/1430 の適用可能日前に開始された一定の手続が決着に至るまで，当該手続に，規則(EC)No. 2865/95 及び(EC)No. 216/96 の特別規定を適用し続けることが必要である。

前述の故を以て，本規則を採択した。

## 第 I 編 一般規定

### 第 1 条 対象事項

本規則は、以下を定める規則を採択する。

- (a) 欧州連合 EU 知財庁(以下「EU 知財庁」という)において、EU 商標登録に対して異議申立を提出し、かつ、審査することに係る手続の詳細
- (b) EU 商標出願の補正を規定する手続の詳細
- (c) 権限付与されていない代理人の名称で登録されている EU 商標の移転に加えて、EU 商標の取消及び無効宣言を規制する詳細
- (d) 審判請求の通知の正式の内容並びに審判請求の提出手続及び審査、審判部の決定の正式の内容及び様式並びに審判請求手数料の払戻、審判部の組織に関する詳細並びに単一構成員によってなされる審判請求に関する決定の基礎となる条件
- (e) 口頭手続及び証拠調べに係る詳細な構成
- (f) EU 知財庁による通知に係る詳細な構成及び EU 知財庁との通信手段に関する規則
- (g) 期間の計算及び長さに関する詳細
- (h) 決定の取消又は EU 商標の登録簿における登録の取消に関する手続
- (i) EU 知財庁における手続の再開に係る詳細な構成
- (j) 共通代理人の選任に関する条件及び手続、従業者及び職業代理人が授権書の提出を行うことの基礎となる条件及びその授権の内容並びに公認された職業代理人の一覧から人物が削除される可能性がある状況
- (k) 団体標章、証明標章又は保証標章に関する基本出願又は基本登録に基づく国際登録に関する手続並びに国際登録に対する異議申立の提出及び審査に関する手続の詳細。

## 第 II 編 異議申立及び使用証明についての手続

### 第 2 条 異議申立通知

(1) 異議申立通知は、規則(EU)2017/1001 の第 8 条の意味における 1 又は複数の先の商標又は他の権利を基礎として提出することができる。ただし、所有者又は規則(EU)2017/1001 の第 46 条による申立書を提出する権原を有する者が、すべての先の出願又は権利についてそのことを行うことを条件とする。先の標章が複数の所有者に属し(「共有」)又は先の権利が複数の者によって行使することができる場合には、規則(EU)2017/1001 の第 46 条による異議申立は、それらの所有者又は権限授与された者の何れかの者又は全員で提出することができる。

(2) 異議申立通知には、以下を含む。

(a) 異議を申し立てる対象の出願の出願番号及び EU 商標の出願人の名称

(b) 異議申立の基礎となる先の標章又は先の権利の明確な特定、すなわち

(i) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(2)(a)又は(b)の意味における先の標章を基礎としている場合は、先の標章の出願番号又は登録番号、先の標章が登録されているか又は当該標章の登録出願であるか否かの表示及び該当する場合は、ベネルクス諸国を含み当該先の標章がその国において又はその国について保護されている加盟国の表示又は該当する場合は、当該標章が EU 商標である旨の表示

(ii) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(2)(c)の意味における周知標章を基礎としている場合は、当該標章が周知となっている加盟国の表示及び当該標章の表示

(iii) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(3)にいう所有者の同意の不存在を基礎としている場合は、先の商標が保護されている領域の表示、標章の表示及び該当する場合は、出願番号又は登録番号が提供される場合は、先の標章が出願であるか又は登録であるかの表示

(iv) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(4)の意味における先の標章又は別の記号を基礎としている場合は、その種類又は性質の表示、当該先の標章又は記号の表示及び当該先の標章又は記号への権利が連合全域又は 1 若しくは複数の加盟国に存在するか否かの表示並びにそのとおりである場合には、それらの加盟国の表示

(v) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(6)の意味における先の原産地名称又は地理的表示を基礎としている場合は、その性質の表示、先の原産地名称又は地理的表示の表示及びそれが連合全域又は 1 若しくは複数の加盟国において保護されているか否かの表示並びにそのとおりである場合には、それらの加盟国の表示

(c) 異議申立人によって援用される先の標章又は権利の各々に関して、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(1), (3), (4), (5)又は(6)に基づく要件が満たされている旨の陳述による、異議申立の基礎となる理由

(d) 先の商標出願又は登録の場合では、出願日並びに入手可能な場合は、先の標章の登録日及び優先日

(e) 規則(EU)2017/1001 の第 8 条(6)による先の権利の場合では、登録出願の日付又は当該日付が入手可能でない場合は、保護が付与された日付

(f) 先の商標出願又は登録の場合では、登録された又は出願された先の標章の表示。先の標章が色彩である場合には、その表示は色彩でなされる。

(g) 異議申立の理由の各々が基礎とする商品又はサービスの表示

(h) 異議申立人に関して

- (i) 実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (b)に従う異議申立人の特定
  - (ii) 異議申立人が代理人を選任している場合又は代理人が規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)により必須である場合は、実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (e)に従う代理人の名称及び営業所の宛先
  - (iii) ライセンシー又は該当する連合立法又は国内法に基づいて先の権利を行使する権原を有する者が異議を申し立てた場合は、その旨の陳述及び当該異議申立を提出することの委任又は権原に関する表示
- (i) 異議申立の対象である商品又はサービスの表示。当該表示が存在しない場合、異議申立は、異議申立を受けた連合商標出願の商品又はサービスのすべてを対象にするものとみなされる。
- (3) 異議申立が複数の先の標章又は先の権利を基礎とする場合は、(2)は、それらの標章、記号、原産地名称又は地理的表示の各々に適用される。
- (4) 異議申立通知は、異議申立が依拠する理由、事実及び抗論について記載した理由を付した陳述書並びに裏付け証拠も含むことができる。

### 第 3 条 異議申立手続における言語の使用

異議申立人又は出願人が第 6 条(1)により異議申立手続の当事者対審段階が開始されたとみなされる日前に、EU 知財庁に対し、規則(EU)2017/1001 の第 148 条(8)による異議申立手続のための異なる言語に関して両者が合意していることを通知することができる。異議申立通知がその言語で提出されていない場合は、出願人は、異議申立人がその言語による翻訳文を提出することを請求することができる。そのような請求は、異議申立手続の当事者対審段階が開始するとみなされる日以前に、EU 知財庁によって受領されなければならない。EU 知財庁は、翻訳文を提出するために、異議申立人に対して期限を定める。翻訳文が提出されない又は遅れて提出される場合は、規則(EU)2017/1001 の第 146 条(「手続言語」)に従って定められている手続の言語は、変更されないままとする。

### 第 4 条 異議申立手続に関与する当事者への情報

許容の認定に先立つ EU 知財庁による当事者の一方を宛先とする通知に加えて、異議申立通知及び異議申立人によって提出される如何なる書類も、異議申立の導入を知らせる目的のために、EU 知財庁によって他方の当事者へ送付される。

### 第 5 条 異議申立の許容

- (1) 異議申立手数料が規則(EU)2017/1001 の第 46 条(1)に定められた異議申立期間内に納付されなかった場合は、当該異議は、申し立てられなかったとみなされる。異議申立手数料が異議申立期間の満了後に納付された場合は、その手数料は異議申立人に還付される。
- (2) 異議申立通知が異議申立期間の満了後に提出された場合は、EU 知財庁は、当該異議申立を許容できないものとして拒絶する。
- (3) 異議申立通知が、規則(EU)2017/1001 の第 146 条(5)に基づいて要求される EU 知財庁の言語の 1 でない言語で提出されている場合又は本規則の第 2 条(2) (a), (b)又は(c)に適合していない場合及びそれらの欠陥が異議申立期間の満了前には是正されていない場合は、EU 知財庁は、当該異議申立を許容できないものとして拒絶する。

(4) 異議申立人が規則(EU)2017/1001の第146条(7)に基づいて要求される翻訳文を提出しない場合は、当該異議申立は許容できないものとして拒絶される。異議申立人が不完全な翻訳文を提出した場合は、翻訳されていない異議申立通知の部分は、許容性の審査では考慮されない。

(5) 異議申立通知が第2条(2)(d)から(h)までの規定に適合していない場合は、EU知財庁は、異議申立人にその旨を知らせ、かつ、2月の期間内に発見された欠陥を是正するよう異議申立人に求める。当該欠陥が期限の満了前に是正されない場合は、EU知財庁は、当該異議申立を許容できないものとして拒絶する。

(6) EU知財庁は、出願人に対して、(1)により異議申立通知が提出されなかったものとみなす何れの認定も、また、(2)、(3)、(4)又は(5)に基づいて許容できないものとして異議申立を拒絶する何れの決定も、通知する。第6条(1)の通知に先立って、異議申立が全体として、(2)、(3)、(4)又は(5)により許容できないものとして拒絶される場合は、費用に関する決定は行われない。

## 第6条 異議申立手続の当事者対審段階の開始及び手続の事前終結

(1) 異議申立が第5条により許容できるものとして認定される場合は、EU知財庁は、当事者らに通知を送付して、異議申立手続の当事者対審段階が当該通知の受領の2月後に開始するものとみなす旨を知らせる。その期間は、2月の期間の満了前に双方の当事者が延長請求を提出したときには、計24月まで延長することができる。

(2) 出願が、(1)にいう期間内に取り下げられ若しくは異議申立の対象でない商品又はサービスに限定されたか又はEU知財庁が当事者間の和解について通知されたか又は出願が平行する手続において拒絶された場合は、異議申立手続は終結される。

(3) 出願人が、(1)にいう期間内に異議申立の対象である商品又はサービスの一部を削除することにより出願を限定した場合は、EU知財庁は、異議申立人に対し、当該申立人が異議申立を維持するか否か及び維持する場合は、残存する商品又はサービスの何れに対する異議申立を維持するかを、同庁が指定することができる期間内に陳述することを求める。異議申立人が当該限定を考慮して異議申立を取り下げた場合は、異議申立手続は終結される。

(4) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が(2)又は(3)により終結された場合は、費用に関する決定は行われない。

(5) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が、(2)による出願の取下若しくは限定の後又は(3)による異議申立の取下の後に終結された場合は、異議申立手数料は還付される。

## 第7条 異議申立の実証

(1) EU知財庁は、異議申立人に対して、異議申立の裏付けにおいて事実、証拠若しくは抗論を提出すること又は第2条(4)により既に提出されている何らかの事実、証拠若しくは抗論を完全なものとするための機会を与える。その目的のために、EU知財庁は、異議申立手続の当事者対審段階が第6条(1)に従って開始するとみなされる日に始まる少なくとも2月である期間を定める。

(2) (1)にいう期間内に、異議申立人は、自己の先の商標又は権利の保護の存在、有効性及び範囲の証拠並びに当該異議申立を提出する権原を立証する証拠も提出する。特に、異議申立人は、次の証拠を提出する。

(a) 当該異議申立が、EU 商標でない、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(2) (a)及び(b)の意味における先の商標を基礎としている場合は、次のものを提出することによる、その出願又は登録の証拠

(i) 商標が未登録のときは、商標出願が提出された行政当局から交付された関係する出願証明書の謄本若しくは同等の書類又は

(ii) 先の商標が登録済のときは、関係する登録証明書の謄本及び該当する場合は、当該商標の保護期間が(1)にいう期限を超えて延長されること及びその何らかの延長を示す最新の更新証明書の謄本又は当該商標が登録された行政当局から交付された同等の書類

(b) 異議申立が規則(EU)2017/1001 の第 8 条(2) (c)の意味における周知標章を基礎としている場合は、その標章が、関係領域において、本規則の第 2 条(2) (g)に従って示された商品又はサービスに関して周知であることを示す証拠

(c) 異議申立が、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(3)にいう所有者の同意の不存在を基礎としている場合は、先の商標に係る異議申立人の所有権及び当該異議申立人の代理人又は代表者との関係に係る証拠

(d) 異議申立が、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(4)の意味における先の権利を基礎としている場合は、単なる 1 地方を超えて業として当該権利を使用していることを示す証拠並びに当該権利の保護の取得、継続した存在及び範囲に係る証拠であって、先の権利が加盟国の法律により援用される場合には、関係する規定又は法制の公告を提示することにより依拠される国内法の内容の明確な特定を含むもの

(e) 異議申立が、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(6)の意味における先の原産地名称又は地理的表示を基礎としている場合は、その権利の保護の取得、継続した存在及び範囲に係る証拠であって、先の原産地名称又は地理的表示が加盟国の法律により援用される場合には、関係する規定又は法制の公告を提示することにより依拠される国内法の内容の明確な特定を含むもの

(f) 異議申立が、規則(EU)2017/1001 の第 8 条(5)の意味における名声を有する標章を基礎としている場合は、本項目の(a)にいう証拠に加えて、標章が、本規則の第 2 条(2) (g)に従って示された商品又はサービスに関与する連合又は加盟国における名声を有することを示す証拠又は抗論及び出願済商標の正当な理由のない使用が、先の商標の識別性又は名声を不公正に利用し又は害することになることを示す証拠又は抗論

(3) (2) (a)又は該当する場合は(2) (d)若しくは(e)にいう先の権利の出願又は登録に関する証拠又は関係国内法の内容に関する証拠が、EU 知財庁によって認識された情報源からオンラインでアクセス可能である場合には、異議申立人は、そのような証拠を、当該情報源への参照をなすことにより提供することができる。

(4) (2) (d)及び(e)にいう権利の取得及び当該権利の保護範囲を規制する適用可能な国内法の規定に加えて、(2) (a)、(d)又は(e)にいう出願、登録若しくは更新の証明書又は同等の書類は、(3)にいうオンラインでアクセス可能な証拠を含めて、手続言語でなされるものとするか又は当該言語への翻訳文を添付する。その翻訳文は、当初の書類の提出に対して定められた期間内に、異議申立人によって、自らの発意により、提出される。異議申立を実証するために異議申立人によって提出される何らかの他の証拠は、実施規則(EU)2018/626 の第 24 巻に従うことを条件とする。該当する期間の満了後に提出された翻訳文は、考慮されない。

(5) EU 知財庁は、(1)に従って同庁により指定した期限内に提出されなかったか又は手続言

語に翻訳されなかった書面提出物又はその一部を考慮しない。

## 第8条 異議申立の審査

(1) 第7条(1)にいう期間の満了までに異議申立人が如何なる証拠も提示しなかった場合又は提示された証拠が先の権利の何れかに関して第7条(2)に定められた要件に適合することについて明らかに不適切であるか又は明らかに不十分である場合は、当該異議申立は、基礎のないものとして拒絶される。

(2) 異議申立が(1)により拒絶されない場合は、EU知財庁は、出願人に対して、異議申立人の提出物を通知し、かつ、同庁により指定した期間内に所見を提出することを求める。

(3) 出願人が所見を提出しない場合は、EU知財庁は、異議申立に関する同庁の決定については同庁における証拠を基礎とする。

(4) 出願人が提出した所見は、異議申立人に通知され、異議申立人は、EU知財庁がそうすることを必要とみなすときは、同庁により指定する期間内に返答するよう求められる。

(5) 第7条(1)にいう期間の満了後に、異議申立人が、当該期間内に提示された該当する事実又は証拠を補足し、かつ、第7条(2)に定められている同様の要件に関係する事実又は証拠を提出する場合は、EU知財庁は、それらの補足の事実又は証拠を受理するか否かについてを決定するうえで、規則(EU)2017/1001の第95条(2)に基づいて同庁の裁量を行使する。その目的のために、EU知財庁は、特に、手続の段階を考慮し、かつ、事実及び証拠が一見したところ事件の結果に関して該当しそうであるか否かについて及び事実又は証拠の提出遅延について有効な理由が存在するか否かについて考慮する。

(6) EU知財庁は、出願人に対して、答弁における更なる所見が状況に基づいて適切であるとみなす場合には、その所見を提出することを求める。

(7) 異議申立が(1)により拒絶されず、かつ、異議申立人によって提出された証拠が、先の権利の何れかについて第7条に従って異議申立を実証するのに十分なものではない場合は、当該異議申立は基礎のないものとして拒絶される。

(8) 第6条(2)及び(3)は、異議申立手続の当事者対審段階が開始したものとみなされる日の後に、準用される。出願人が係争の出願を取り下げるか又は限定することを望む場合は、同出願人は、別個の書類によりそのようになる。

(9) 該当する場合において、EU知財庁は、当事者らに対して、それらの者の所見を特定の争点に限定するよう求めることができ、その場合は、EU知財庁は、当事者らに対して、手続の後の段階で他の争点を提起することを許容する。EU知財庁は、当事者が以前に提出しなかった一定の該当する事実又は証拠を提出することの可能性について、当該当事者に通知することを必要とされない。

## 第9条 複数の異議申立

(1) EU知財庁は、同一のEU商標登録出願に対して複数の異議が申し立てられている場合は、それらを1組の手続において審査することができる。EU知財庁は、その後において、それらの異議申立を別々に審査する旨を決定することができる。

(2) 1又は複数の異議申立について予備審査をした結果、登録出願が提出される対象であるEU商標が、求められている登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部についての登録に不適格の可能性のあることが明らかとなった場合は、EU知財庁は、当該出願に関するそ

の他の異議申立手続を中止することができる。EU 知財庁は、進行中の手続に関してなされた決定で関係するものはすべて、中止による影響を受けている異議申立人に通知する。

(3) (1)にいう出願を拒絶する旨の決定が確定した場合は、(2)に従って手続が中止された異議申立は、その処分がなされたものとみなされ、また、その旨が関係異議申立人に通知される。当該処分は、規則(EU)2017/1001 の第 109 条(5)の意味における判決に至らなかった事件を構成するものとみなされる。

(4) EU 知財庁は、異議申立に関する手続の中止が手続の当事者対審段階の開始前に発生した場合には、(3)に従ってその者の異議申立が処分されたものとみなされる各異議申立人によって納付された異議申立手数料について、その 50%を還付する。

## 第 10 条 使用証明

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 47 条(2)又は(3)による先の標章の使用証明についての請求は、当該請求が、本規則の第 8 条(2)により EU 知財庁によって指定される期間内に別個の書類で、無条件の請求として提出された場合に、許容される。

(2) 出願人が規則(EU)2017/1001 の第 47 条(2)又は(3)の要件に適合する先の標章の使用証明に関する請求を行った場合は、EU 知財庁は、異議申立人に対し、同庁の指定する期間内に要求された証明を提出することを求める。EU 知財庁は、異議申立人が期限の満了前に不使用に関する何らかの証拠若しくは理由を提示しない場合又は提示された証拠若しくは理由が明らかに不適切であるか若しくは明らかに不十分である場合には、その異議申立が当該先の標章を基礎としている限り、当該異議申立を拒絶する。

(3) 使用の表示及び証拠は、登録され、かつ、異議申立の基礎となる商品又はサービスについての異議申立対象の商標の使用の場所、期間、程度及び性質を設定する。

(4) (3)にいう証拠は、第 55 条(2)並びに第 63 条及び第 64 条に従って提出されるものとし、かつ、包装、ラベル、価格表、カタログ、送り状、写真、新聞広告及び規則(EU)2017/1001 の第 97 条(1)(f)にいう書面による陳述のような裏付け書類及び品目の提出に限定される。

(5) 使用証明の請求は、異議申立が基礎とする理由に関する所見と同時に提出することができる。そのような所見は、使用証明に応答する所見とともに提出することもできる。

(6) 異議申立人が提供した証拠が異議申立手続の言語によるものでない場合は、EU 知財庁は、異議申立人に対し、実施規則(EU)2018/626 の第 24 巻により、当該証拠の当該言語による翻訳文を提出することを要求することができる。

(7) (2)にいう期限の満了後に、異議申立人が、当該期限の満了前に既に提出された該当する表示又は証拠を補足し、かつ、(3)に定められた同一の要件に関連する表示又は証拠を提示する場合は、EU 知財庁は、それらの補足的な表示又は証拠を受理するか否かについて決定するうえで、規則(EU)2017/1001 の第 95 条(2)に基づき同庁の裁量を行使する。その目的のために、EU 知財庁は、特に、手続の段階を考慮し、かつ、表示又は証拠が一見したところ事件の結果に関して該当しそうであるか否かについて及び表示又は証拠の提出遅延について有効な理由が存在するか否かについて考慮する。

## 第 III 編 出願の補正

### 第 11 条 出願の補正

- (1) 規則(EU)2017/1001 の第 49 条(2)による出願の補正に関する請求は、以下を含む。
  - (a) 出願番号
  - (b) 実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (b)に従う出願人の名称及び宛先
  - (c) 補正されるべき出願の要素及び補正版における当該要素の表示
  - (d) 補正が標章の表示に関する場合は、実施規則(EU)2018/626 の第 3 卷に従って補正された標章の表示
- (2) 出願の補正要件が満たされていない場合は、EU 知財庁は、その欠陥について出願人に対して通知するものとし、かつ、当該欠陥を是正するための期限を指定する。出願人がその指定された期限内に欠陥を是正しない場合は、EU 知財庁は補正の請求を拒絶する。
- (3) 補正された商標出願が規則(EU)2017/1001 の第 49 条(2)により公告される場合は、本規則の第 2 条から第 10 条までが準用される。
- (4) 補正に関する単一の請求は、2 以上の出願における同一要素の補正について、同一出願人によって為すことができる。
- (5) (1)、(2)及び(4)は、出願人によって選任された代理人の名称及び営業所の宛先を訂正するための申請に準用される。

## 第 IV 編 取消及び無効又は移転

### 第 12 条 取消又は無効宣言を求める申請

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 63 条による EU 知財庁に対する取消又は無効宣言を求める申請は、次を含む。

(a) 求められる取消又は無効宣言の対象である EU 商標の登録番号及びその所有者の名称  
(b) 規則(EU)2017/1001 の第 58 条, 第 59 条, 第 60 条, 第 81 条, 第 82 条, 第 91 条又は第 92 条に定められているそれぞれの要件が満たされている旨の陳述による, 申請が基礎としている理由

(c) 申請人については

(i) 実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (b) に従う申請人の特定

(ii) 申請人が代理人を選任している場合又は代理が規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)の意味において必須である場合は, 実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (e) に従う代理人の名称及び営業所の宛先

(d) 求めている取消又は無効宣言の対象である商品又はサービスの表示であって, それが存在しない場合は, 申請は, 係争の EU 商標の対象とされているすべての商品又はサービスに向けられているとみなされる。

(2) (1) に定められた要件に加えて, 相対的理由に基づく無効宣言に関する申請は, 以下を含む。

(a) 規則(EU)2017/1001 の第 60 条(1) による申請の場合では, そのような申請に準用されるものとする本規則の第 2 条(2) (b) に従う, 当該申請が基礎としている先の権利の特定

(b) 規則(EU)2017/1001 の第 60 条(2) による申請の場合では, 申請が基礎としている先の権利の性質の表示, 当該権利の表示及びその先の権利が連合全域又は 1 若しくは複数の加盟国において存在しているか否かについての表示, また, そのとおりである場合には, それらの加盟国の表示

(c) そのような申請に準用される本規則の第 2 条(2) (d) から (g) までによる詳細事項

(d) 出願が, ライセンシーによって, 又は申請が該当する連合立法又は国内法に基づいて先の権利を行使する権原を有する者によって行われる場合は, 申請を提出することについての委任又は権原に関する表示。

(3) 規則(EU)2017/1001 の第 60 条による無効宣言に関する申請が複数の先の標章又は先の権利に基づく場合は, 本条の 1 (b) 及び 2 が, それらの標章又は権利の各々について適用される。

(4) 申請は, その申請が基礎としている事実及び抗論並びに裏付けの証拠を記載する根拠についての理由が付された陳述を含むことができる。

### 第 13 条 取消又は無効の手續に使用される言語

取消若しくは無効宣言の申請人又は EU 商標の所有者は, EU 商標所有者が第 17 条(1) に関する通信を受領してから 2 月の期間の満了前に, EU 知財庁に対して, 異なる手續言語が規則(EU)2017/1001 の第 146 条(8) により合意されている旨を通知することができる。申請が当該言語で提出されていない場合は, 所有者は, 申請人が当該言語による翻訳文を提出することを請求することができる。そのような請求は, 第 17 条(1) に関する通知の EU 商標所有者による受領から 2 月の期間の満了前に, EU 知財庁によって受理される。EU 知財庁は, そのような翻

訳文を提出する期限を、申請人に対して指定する。当該翻訳文が提出されていないか又は遅延して提出される場合は、手続言語は変更されないままとされる。

#### **第 14 条 当事者向けの取消又は無効宣言を求める申請に関する情報**

申請人によって提出される取消又は無効宣言についての申請及び書類並びに許容性の認定に先立って EU 知財庁によって当事者らの一方を宛先とする如何なる通信も、取消又は無効宣言を求める申請の導入に係る通知の目的のために、EU 知財庁によって他方の当事者へ送付される。

#### **第 15 条 取消又は無効宣言を求める申請の許容**

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 63 条(2)に基づいて要求された手数料が納付されていない場合は、EU 知財庁は、申請人に対して、同庁が指定する期間内に当該手数料を納付することを求める。所要の手数料が指定期間内に納付されない場合は、EU 知財庁は、申請人に対して、取消又は無効宣言を求める申請が行われなかったとみなされる旨を知らせる。当該手数料が指定期間の満了後に納付された場合は、当該手数料は、申請人へ還付される。

(2) 申請が規則(EU)2017/1001 の第 146 条(5)に基づいて要件とされている EU 知財庁の言語の 1 でない言語で提出されている場合又はその申請が本規則の第 12 条(1)(a)若しくは(b)又は妥当な場合は第 12 条(2)(a)若しくは(b)に適合していない場合は、EU 知財庁は当該申請を許容できないものとして拒絶する。

(3) 規則(EU)2017/1001 の第 146 条(7)第 2 段落に基づいて要求される翻訳文が、取消又は無効宣言を求める申請の提出日から 1 月の期間内に提出されない場合は、EU 知財庁は、その取消又は無効宣言を求める申請を許容できないものとして拒絶する。

(4) 申請が第 12 条(1)(c)、第 12 条(2)(c)又は(d)に定められている規定に適合していない場合は、EU 知財庁は、申請人に対して、その旨を通知し、かつ、2 月の期間内に発見された欠陥を是正することを求める。当該欠陥が期限満了前には是正されない場合は、EU 知財庁はその申請を許容できないものとして拒絶する。

(5) EU 知財庁は、EU 商標の申請人及び所有者に対して、取消又は無効宣言を求める申請が行われなかったとみなされる旨の(1)による認定について及び(2)、(3)又は(4)に基づく非許容性を理由として取消又は無効宣言を求める申請を拒絶することの決定について、通知する。

第 17 条(1)にの通知に先立って、取消又は無効宣言を求める申請がその全体において、(2)、(3)又は(4)により許容できないものとして拒絶される場合は、費用に関する決定はなされない。

#### **第 16 条 取消又は無効宣言を求める申請の実証**

(1) 申請人は、取消又は無効の手続の当事者対審段階が終結に至るまでに、申請の裏付けにおいて、事実、証拠及び抗論を提示する。特に、申請人は、次を提供する。

(a) 規則(EU)2017/1001 の第 58 条(1)(b)若しくは(c)又は第 59 条による申請の場合では、取消又は無効宣言を求める申請が基礎としている理由を裏付けるための事実、抗論及び証拠

(b) 規則(EU)2017/1001 の第 60 条(1)による申請の場合では、本規則の第 7 条(2)によって要求された証拠及び第 7 条(3)の規定が準用される

(c) 規則(EU)2017/1001 の第 60 条(2)による申請の場合では、該当する先の権利の保護の取

得、継続した存在及び範囲に係る証拠並びに申請人が申請を提出する権原を有することを証明する証拠であって、当該先の権利が加盟国の法律により援用される場合には、関係規定又は法制の公告を提示することにより依拠される国内法の内容の明確な特定を含むもの規則(EU)2017/1001の第60条(2)(d)に基づく先の権利の提出又は登録に係る証拠又は関係国内法の内容に係る証拠がEU知財庁によって認定されている情報源からオンラインでアクセス可能である場合は、申請人は、当該情報源への参照をなすことにより、そのような証拠を提供することができる。

(2) 先の権利の出願、登録若しくは更新に係る証拠又は該当する場合は、関係国内法の内容であって、(1)(b)及び(c)にいうオンラインでアクセス可能な証拠を含むものは手続言語で提出されるものとするか又は当該言語への翻訳文を添付する。その翻訳文は、そのような証拠の提出から1月以内に、申請人によって、同申請人自身の発意で提出される。申請を実証するために、申請人によって提出されるか又は規則(EU)2017/1001の第58条(1)(a)に基づく取消を求める申請の場合では、係争のEU商標の所有者によって提出される、何らかの他の証拠は、実施規則(EU)2018/626の第24巻に従うことを条件とされる。該当する期間の満了後に提出された翻訳文は、考慮されない。

#### **第17条 取消又は無効宣言を求める申請の実体的事項に対する審査**

(1) 申請が第15条により許容できるものとして認定される場合は、EU知財庁は、当事者らに対して通知を送付して、取消又は無効手続の当事者対審段階が開始した旨を知らせるものとし、かつ、EU商標の所有者に対して、指定期間内に所見を提出することを求める。

(2) EU知財庁が、当事者に対して、規則(EU)2017/1001の第64条(1)に従って、指定期間内に所見を提出することを求め、かつ、当該当事者が当該指定期間内に如何なる所見も提出しない場合は、EU知財庁は、手続の当事者対審段階を終結し、かつ、その取消又は無効の決定については、同庁における証拠に基づく。

(3) 申請人が申請を実証するために必要とされる事実、抗論又は証拠を提出しなかった場合は、申請は、基礎のないものとして拒絶される。

(4) 当事者らによって提出されたすべての所見は、第62条を害することなく、相手方の関係当事者へ送付される。

(5) 所有者が、申請が対象としていない商品又はサービスのみを保護するために、第12条にいう申請の対象となるEU商標を放棄する場合又はEU商標が平行する手続において取り消され若しくは無効を宣言されるか若しくは満了となる場合は、規則(EU)2017/1001の第57条(2)が適用され、又は申請人が実体的事項に関する決定を取得するうえで合法的権益を示す場合を除き、手続は終結される。

(6) 所有者が、申請が対象としている商品又はサービスの一部を削除することにより、EU商標を部分的に放棄する場合は、EU知財庁は、申請人に対して、同庁が指定できる期間内に、同申請人が申請を維持しているか否か及び維持する場合には、残存する商品又はサービスの何れに対する申請を維持しているか否かを陳述することを求める。申請人が当該放棄に照らして申請を取り下げた場合又はEU知財庁が当事者間の和解について通知された場合は、手続は終結される。

(7) 所有者が係争のEU商標を放棄することを望む場合は、同所有者は、別個の書類により、そのことを行う。

(8) 第 8 条(9)は、準用される。

#### **第 18 条 取消又は無効宣言を求める複数の申請**

(1) 同一の EU 商標について取消又は無効宣言を求める複数の申請が提出された場合は、EU 知財庁は、それらを 1 組の手続により審査することができる。EU 知財庁は、その後において、それらの申請を別個に審査する旨を決定することができる。

(2) 第 9 条(2)、(3)及び(4)は、準用される。

#### **第 19 条 取消又は無効宣言を求める申請に関する使用証明**

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 58 条(1)(a)に基づく取消を求める申請の場合では、EU 知財庁は、EU 商標の所有者に対して、当該標章の真正な使用又は不使用の適正な理由に関する証明を、同庁が指定する期間内に提供することを求める。所有者が、期限の満了前に、真正な使用又は不使用の適正な理由に関する何れの証明も提供しない場合又は提供された証拠又は理由が明らかに不適切である若しくは明らかに不十分である場合は、当該 EU 商標は取り消されたものとされる。本規則の第 10 条(3)、(4)、(6)及び(7)は、準用される。

(2) 規則(EU)2017/1001 の第 64 条(2)又は(3)による使用証明の請求は、EU 商標の所有者が、本規則の第 17 条(1)により EU 知財庁によって指定された期間内に別個の書類で無条件の請求として申請を提出する場合には、許容される。EU 商標の所有者が、規則(EU)2017/1001 の第 64 条(2)又は(3)の要件に適合する、先の標章の使用証明及び不使用の正当な理由の証明について請求を行った場合は、EU 知財庁は、無効宣言を求める申請人に対して、同庁が指定する期限内に必要とされる証拠を提供することを求める。無効宣言を求める申請人が、期限の満了前に、真正な使用又は不使用の理由についての何れの証拠も提供しない場合又は提供された証拠又は理由が明らかに不適切であるか若しくは明らかに不十分である場合は、EU 知財庁は、無効宣言を求める申請が当該先の標章を基礎としている限り、当該申請を拒絶する。本規則の第 10 条(3)から(7)までは、準用される。

#### **第 20 条 移転請求**

(1) 商標の所有者が、規則(EU)2017/1001 の第 21 条(1)及び(2)(a)に従って、無効宣言の代わりに移転を請求する場合は、本規則の第 12 条から第 19 条までの規定が準用される。

(2) 規則(EU)2017/1001 の第 21 条(2)による移転請求が、EU 知財庁又は EU 商標裁判所によって部分的又は全体的に許諾され、かつ、決定又は判決が確定となっている場合は、EU 知財庁は、結果として生じる EU 商標の部分的又は全体的な移転が登録簿に登録され、かつ、公告されることを確保する。

## 第V編 審判請求

### 第21条 審判請求の通知

- (1) 規則(EU)2017/1001の第68条(1)に従って提出された審判請求の通知は、以下を含む。
- (a) 実施規則(EU)2018/626の第2巻(1)(b)に従う審判請求人の名称及び宛先
  - (b) 審判請求人が代理人を選任した場合は、実施規則(EU)2018/626の第2巻(1)(e)に従う代理人の名称及び営業所の宛先
  - (c) 審判請求人の表示が規則(EU)2017/1001の第119条(2)により必須である場合は、実施規則(EU)2018/626の第2巻(1)(e)に従う代理人の名称及び営業所の宛先
  - (d) 審判請求の対象となる決定の明確、かつ、明白な特定であって、当該決定が発せられた日付及び審判請求の対象となる決定に関連する手続のファイル番号を表示するもの
  - (e) 審判請求の対象となる決定が一部分のみについて係争されている場合は、当該審判請求の対象となる決定の抗争に関連する商品又はサービスの明確、かつ、明白な特定
- (2) 審判請求通知が手続言語以外の連合の別の公用語で提出される場合は、審判請求人は、審判請求の対象となる決定の通知の日から4月以内に、当該通知の翻訳文を提供する。
- (3) 査定系手続において、審判請求の対象となる決定が手続言語以外の公用語でなされる場合は、審判請求人は、審判請求通知を、手続言語か、当該審判請求の対象となる決定がなされた言語の何れかで提出することができる何れの場合でも、審判請求通知に使用される言語は、審判請求手続言語となるものとし、かつ、(2)は適用されない。
- (4) 審判請求通知が当事者系手続において提出されたとき、そのことは、速やかに被告に通知される。

### 第22条 理由の陳述

- (1) 規則(EU)2017/1001の第68条(1)第4文により提出された審判請求の理由を定める陳述は、以下の明確、かつ、明白な識別を含む
- (a) 陳述が、本規則の第21条(1)(d)に定められている要件に従って、対応する審判請求番号又は審判請求の対象となる決定の何れかを示すことにより言及している審判請求の手続
  - (b) 係争中の決定の取消が、本規則の第21条(1)(e)に従って特定された範囲内で請求されている審判請求の理由
  - (c) 第55条(2)に定められている要件に従って提出された、援用された理由の裏付における事実、証拠及び抗論。
- (2) 理由の陳述は、第21条(2)及び(3)に従って判断される審判請求手続の言語で提出される。理由の陳述が連合の別の言語で提出される場合は、審判請求人は、当初の陳述の提出日から1月以内にその翻訳文を提供する。

### 第23条 審判請求の許容

- (1) 審判部は、次の出来事の何れかにおいて、審判請求を許容できないものとして拒絶する
- (a) 審判請求通知が、審判請求の対象となる決定の通知日から2月以内に提出されなかった場合
  - (b) 審判請求が規則(EU)2017/1001の第66条及び第67条又は本規則の第21条(1)(d)並びに第21条(2)及び(3)に適合していない場合。ただし、それらの欠陥が、審判請求の対象となる

決定の通知日から4月以内に是正される場合は、この限りではない。

(c) 審判請求通知が第21条(1)(a), (b), (c)及び(e)に定められている要件に適合せず、かつ、審判請求人が、そのことについて審判部によって知らされていたにも拘らず、それらの欠陥を、そのために審判部によって指定された期限内に是正しなかった場合

(d) 理由の陳述が、審判請求の対象となる決定の通知日から4月以内に提出されなかった場合

(e) 理由の陳述が第22条(1)(a)及び(b)に定められている要件に適合せず、かつ、審判請求人が、そのことについて審判部によって知らされていたにも拘らず、それらの欠陥を、そのために審判部によって指定された期限内に是正しなかった場合又は第22条(2)に従って、当初の陳述の提出日から1月以内に理由の陳述の翻訳文を提出しなかった場合。

(2) 審判請求が許容されないものとみなされる場合は、第35条(1)により事件が割り当てられている審判部の議長は、審判部に対して、場合に応じて、通知書又は理由の陳述書の被告への通知に先立って、審判請求の許容性について遅滞なく決定することを請求することができる。

(3) 審判部は、規則(EU)2017/1001の第68条(1)第1文に定められている期限の満了後に、審判請求手数料が納付された場合は、審判請求を提出されなかったみなされるものとして宣言する。そのような場合、本条の(2)が適用される。

## 第24条 応答

(1) 当事者系手続において、被告は、審判請求人による理由の陳述の通知日から2月以内に応答書を提出することができる。特別な事情では、その期限は、被告による理由を付した請求時に、延長することができる。

(2) 応答書は、実施規則(EU)2018/626の第2巻(1)(b)に従って被告の名称及び宛先を含むものとし、かつ、必要な変更を加えて、本規則の第21条(1)(b), (c)及び(d), 第22条(1)(a)及び(c)並びに第22条(2)に定められている条件に適合する。

## 第25条 上訴

(1) 被告が、規則(EU)2017/1001の第68条(2)により、審判請求において提起されていない論点についての係争中の決定を無効とする又は変更する決定を求める場合は、その上訴は、本規則の第24条(1)に従って、応答書を提出するための期限内に提訴される。

(2) 上訴は、応答書とは別個の書類によって提出される。

(3) 上訴は、実施規則(EU)2018/626の第2巻(1)(b)に従って被告の名称及び宛先を含むものとし、かつ、必要な変更を加えて、本規則の第21条(1)(b)から(e)まで及び第22条に定められている条件に適合する。

(4) 上訴は、次の出来事の何れかにおいて、許容できないものとして拒絶する

(a) 上訴が、(1)に定められている期限内に提出されなかった場合

(b) 上訴が、(2)又は第21条(1)(d)の何れかに定められている要件の履行を伴って提訴されなかった場合

(c) 上訴が、(3)にいう要件に適合せず、かつ、被告が、そのことについて審判部によって知らされていたにも拘らず、それらの欠陥を、そのために審判部によって指定された期限内に是正せず、又は上訴の翻訳文及び対応する理由の陳述を、当初の提出日から1月以内に提出

しなかった場合

(5) 審判請求人は、同審判請求人への通知日から2月以内に、被告の上訴に関する所見を提出することを求められる。例外的な状況では、その期限は、審判請求人による理由を付した請求時に、審判部により、延長することができる。第26条は、準用される。

#### **第26条 当事者系手続における応答及び反論**

(1) 応答書に係る通知から2週間内に提出される審判請求人による理由を付した請求時に、審判部は、規則(EU)2017/1001の第70条(2)により、審判請求人に対して、同審判部が指定する期間内に応答を伴う理由に係る陳述を補足することについて、権限を付与することができる。

(2) そのような場合、審判部は、被告に対して、同審判部が指定する期間内に反論を伴う理由に係る陳述を補足することについて、権限を付与することも行う。

#### **第27条 審判請求の審理**

(1) 査定系手続において、かつ、審判請求の主題の一部分を形成する商品又はサービスに関して、審判部は、規則(EU)2017/1001の第45条(3)により、(EU)2017/1001の第42条に従う手続を遂行するが、それは、同審判部が、当該規定の適用において審判請求の対象となる決定に既に援用されてはいなかった商標出願の拒絶理由を提起する場合に行われる。

(2) 当事者系手続において、審判請求の審理及び場合に応じて上訴は、理由の陳述において及び場合に応じて上訴において援用されている理由に限定される。当事者らによって提起されていない法律の事項は、それらの事項が本質的な手続要件に関する場合又は当事者らによって提示された事実、証拠及び抗論に関連する規則(EU)2017/1001の正当な適用を確保するために、それらの事項を解決することが必要である場合にのみ、審判部によって審理される。

(3) 審判請求の審理は、以下の主張又は請求が、審判請求の理由に係る陳述において及び場合に応じて上訴において提起されている場合並びに当該主張又は請求が、審判請求の対象となる決定を採用したEU知財庁の部門における手続において適時に提起された場合には、それらの請求又は請求を含む

(a) 規則(EU)2017/1001の第7条(3)及び第59条(2)にいう使用を通じて獲得された識別性

(b) 規則(EU)2017/1001の第8条(1)(b)の適用上、使用を通じて獲得された市場における先の商標の認識

(c) 規則(EU)2017/1001の第47条(2)及び(3)又は規則(EU)2017/1001の第64条(2)及び(3)による使用証明。

(4) 審判部は、規則(EU)2017/1001の第95条(2)に従って、同審判部において最初に提出された事実又は証拠を受理することができるが、それは、それらの事実又は証拠が次の要件に適合している場合に限る

(a) それらの事実又は証拠が、一見したところ、事件の結果に関して該当しそうなものであること及び

(b) 特に、それらの事実又は証拠が、既に適時に提出されていた該当する事実及び証拠を補足するにすぎないものであるか又は審判請求の対象となる決定において自身の発意による第一審によってなされた若しくは審理された認定に対して抗争するために提出される場合は、それらの事実又は証拠は、有効な理由のために適時に提出されていないものであること。

(5) 審判部は、遅くとも審判請求の決定において及び場合に依りて上訴の決定時に、規則(EU)2017/1001の第49条、第50条又は第57条に従って請求人又は所有者による審判請求手続中に宣言された係争の標章の限定、分割又は部分的な放棄に係る請求について決定する。審判部が当該限定、分割又は部分的放棄を受容する場合は、同審判部は、その旨を、登録簿を担当する部署及び同一の標章を含む平行手続を取り扱う部署へ遅滞なく知らせる。

#### **第28条 審判部による通信**

(1) 審判請求の審理中における又は手続の友好的な解決の促進を目的とした審判部による通信は、審判部の議長による合意のうえで、報告者によって準備されるものとし、かつ、同審判部を代表して当該報告者によって署名される。

(2) 審判部が事実又は法律的な事項についての仮の見解に関して当事者らと通信する場合は、同審判部は、そのような通信によって束縛されない旨を述べる。

#### **第29条 一般的利害についての疑問に関する注釈**

審判部は、自発的に又はEU知財庁の常務理事による理由を付した書面による請求時に、当該常務理事に対して、審判部に係属している手続の経過中に生じる一般的利害についての疑問に関して注釈することを求めることができる。当事者らは、同長官の注釈に関する自身の所見を提出する権原を有する。

#### **第30条 絶対的理由についての審理の再開**

(1) 査定系手続において、拒絶の絶対的理由が審判請求の主題の一部を形成していない商標出願において掲載された商品又はサービスに適用可能であるとみなす場合は、同審判部は、その適用について、当該出願を審査する権限を有し、それらの商品又はサービスに関して、規則(EU)2017/1001の第45条(3)により審査を再開することの決定を行うことができる審査官に対して、知らせる。

(2) 異議部の決定が審判請求の対象となる場合は、審判部は、理由を付した暫定的決定により、かつ、規則(EU)2017/1001の第66条(1)を害することなく、審判請求手続を中止し、かつ、規則(EU)2017/1001の第45条(3)により審査を再開する旨の勧告を伴って、当該出願を審査する権限を有する審査官へ係争の出願を送付することができるが、それは、絶対的拒絶理由が当該商標出願に掲載された商品又はサービスの一部又は全部に適用されると同審判部がみなす場合に、行うことができる。

(3) 係争の出願が(2)の適用において送付された場合は、審査官は、審判部に対して、当該係争の出願の審査が再開されているか否かについて遅滞なく知らせる。審査が再開されている場合は、審査官による決定がなされるまで、また、係争の出願が全体又は一部分において拒絶される場合は、審査官によるその旨の決定が確定となるまで、審判請求手続は中止状態に保留される。

#### **第31条 優先事項としての審判請求の審理**

(1) 審判請求人又は被告による理由を付した請求時で、かつ、他方の当事者への聴聞後に、審判部は、事件の特別な緊急性及び状況を考慮して、期限に関する規定を含む第23条及び第26条における規定を害することなく、審判請求を優先事項として審理することを決定するこ

とができる。

(2) 優先事項としての審判請求の審理に関する請求は、審判手続の過程における如何なる時点でも提出することができる。その請求は、別個の書類で提出されるものとし、かつ、事件の緊急性及び特別な状況に関する証拠によって裏付けられる。

### 第 32 条 審判部の決定の正式な内容

審判部の決定は、以下を含むものとする

- (a) 決定が審判部によって送達される旨の陳述
- (b) 決定がなされた日付
- (c) 当事者らの名称及びそれらの代理人の名称
- (d) 決定が言及する審判請求の番号及び第 21 条(1)(d)に定められている要件に従う審判請求の対象となる決定の特定
- (e) 審判部の構成に関する表示
- (f) 決定に加わった議長及び構成員の名称並びに第 39 条(5)を害することのないそれらの者の署名であって、事件において報告者としての行為を行った者の表示を含むもの又は決定が単一の構成員によって送達される場合は、決定を行った当該構成員の名称及び署名
- (g) 登録事務官の名称及び署名又は場合に応じて、登録事務官の代わりに署名する登録課の職員の名称及び署名
- (h) 当事者らによって提出された事実及び抗論の要約
- (i) 決定がなされた理由の陳述
- (j) 必要な場合は費用に関する決定を含む、審判部の命令

### 第 33 条 審判請求手数料の返還

審判請求手数料は、次の何れかの出来事において、審判部の命令によって返還される

- (a) 審判請求が、規則(EU)2017/1001 の第 68 条(1)第 2 文に従って提出されたときみなされない場合
- (b) 係争の決定を採用した EU 知財庁の決定をなす部門が、規則(EU)2017/1001 の第 69 条(1)により訂正を認可する場合又は規則(EU)2017/1001 の第 103 条の適用において係争の決定を放棄する場合
- (c) 本規則の第 30 条(2)による審判部の勧告時に規則(EU)2017/1001 の第 45 条(3)の意味における審理手続の再開に続いて、係争の出願が審査官の最終決定により拒絶され、かつ、審判請求がその結果として目的を失うものとなった場合
- (d) 審判部が、そのような返還を実質的手続違反の理由により衡平であるものとみなす場合。

### 第 34 条 審判請求の対象となる決定の訂正及び取消

(1) 査定系手続において、審判請求が第 23 条(1)により拒絶されない場合は、審判部は、規則(EU)2017/1001 の第 69 条の適用上、係争の決定を採用した EU 知財庁の部門へ、審判請求の通知及び審判請求の理由に係る陳述を提示する。

(2) 審判請求の対象となる決定を採用した EU 知財庁の部門が、規則(EU)2017/1001 の第 69 条(1)により訂正を認可することを決定する場合は、当該部門は、その旨を遅滞なく審判部へ知らせる。

(3) 審判請求の対象となる決定を採用した EU 知財庁の部門が、規則(EU)2017/1001 の第 103 条(2)により審判請求の対象となる決定についての放棄手続を開始した場合は、EU 知財庁は、本規則の第 71 条の適用上、その旨を遅滞なく審判部へ知らせる。また、EU 知財庁は、当該手続の最終結果についても遅滞なく審判部へ知らせる。

### 第 35 条 審判請求の審判部への割当及び報告者の指定

(1) 審判請求の通知が提出されると速やかに、審判部の部長は、規則(EU)2017/1001 の第 166 条(4) (c)にいう審判部の幹部会によって決められた客観的規準に従って、事件を審判部へ割り当てる。

(2) (1)により審判部へ割り当てられた各事件について、審判部の議長は、審判部の構成員又は同議長を報告者として指定する。

(3) 事件が第 36 条(1)により単一の構成員の権限に属する場合は、当該事件を取り扱う審判部は、規則(EU)2017/1001 の第 165 条(5)により報告者を単一の構成員として指定する。

(4) 事件に対する審判部の決定が、一般裁判所又は場合に応じて、司法裁判所の最終的な決定によって無効とされ又は変更された場合は、審判部の部長は、規則(EU)2017/1001 の第 72 条(6)に従って当該裁判所の決定によるために、本条の(1)による事例の審判部への再割当を行うが、その審判部は、事例が拡張された審判部(大審判体(Grand Board))へ付託されている場合又は無効とされた決定が大審判体によってなされた場合を除き、無効とされた決定を採用した構成員を含んではならない。

(5) 幾つかの審判請求が同一の決定に対して提出されている場合は、それらの審判請求は、同一の手続であるとみなされる。同一の当事者らを含む審判請求が同一の標章に関する別々の決定に対抗して提出される場合又は他の該当する事実上若しくは法律上の要素を共有する場合は、それらの審判請求は、当事者らの同意を得た連合手続であるとみなされる。

### 第 36 条 単一の構成員の権限の範囲内に属する事例

(1) 事例を取り扱う審判部は、以下の決定の適用上、規則(EU)2017/1001 の第 165 条(2)の意味における単一の構成員を指定することができる。

(a) 第 23 条による決定

(b) 係争の標章又は先の標章の取下、拒絶、放棄又は取消の後で、審判請求手続を終結する決定

(c) 異議申立、取消若しくは無効宣言に係る請求又は審判請求の取下の後で、審判請求手続を終結する決定

(d) 審判請求についての決定の訂正又は場合に応じて、取消が単一構成員によってなされた決定に関する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 102 条(1)及び第 103 条(2)による措置に係る決定

(e) 規則(EU)2017/1001 の第 104 条(4)による決定

(f) 規則(EU)2017/1001 の第 109 条(4)、(5)及び(8)による決定

(g) 明らかに根拠がないものか又は明らかに十分な根拠があるものの何れかである、規則(EU)2017/1001 の第 7 条に定められている理由に基づいてなされた査定系手続における決定に対する審判請求に係る決定

(2) (1)又は規則(EU)2017/1001 の第 165 条(5)に定められている条件が満たされていない又

はもはや満たされていないと単一構成員がみなす場合は、当該単一構成員は、本規則の第 41 条による草案の決定書を提示することにより、3 名構成員の編成における審判部へ事件を戻す付託を行う。

### 第 37 条 大審判体への付託

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 165 条(3)に基づいて事件を大審判体へ付託することの能力を害することなく、審判部は、大審判体の先の決定において与えられた該当する立法の解釈から同審判部が逸脱しなければならないとみなす場合又は審判部が事例の結果に影響を及ぼす虞のある法律上の論点についての分岐した決定を発したとみなす場合は、同審判部に割り当てられた事件を大審判体へ付託する。

(2) 審判請求事件の大審判体への付託についてのすべての決定は、付託する審判部又は場合に応じて、審判部の幹部会が正当であるとみなす理由について述べるものとし、事件の当事者らへ通知されるものとし、かつ、EU 知財庁の公報において公告される。

(3) 大審判体は、当初の付託に係る条件が満たされていない又はもはや満たされていないと同大審判体が確信する場合には、当初に割り当てられた審判部へ事件を戻す付託を遅滞なく行う。

(4) 規則(EU)2017/1001 の第 157 条(4) (1)による法律上の論点についての問題に係わる理由を付した見解の請求は、書面で大審判体へ付託されるものとし、解釈が求められる法律に係る疑問について述べるものとし、かつ、様々な可能な解釈についての常務理事による見解及びそれら解釈のそれぞれの法律上及び実務上の結果を述べることもできる。当該請求は、EU 知財庁の公報において公告される。

(5) 審判部が、同審判部に係属している事例において、規則(EU)2017/1001 の第 165 条(3)又は第 157 条(4) (1)による大審判体への付託において既に提起されている法律上の同一の論点について決定しなければならない場合は、審判部は、大審判体がその決定を為し、かつ、当該決定についての理由を付した見解を送達するまで、手続を中止する。

(6) 審判請求の事件又は大審判体へ提示された理由を付した見解の請求の結果において利益を設定することができる、製造者、生産者、サービスの供給者、取引者又は消費者の利益を代表するグループ又は団体は、付託の決定又は場合に応じて、理由を付した見解の請求が EU 知財庁の公報において公告された後 2 月以内に書面による所見を提出することができる。それらは、大審判体における手続の当事者ではないものとし、自身の費用を負担する。

### 第 38 条 審判部の編成変更

(1) 口頭手続後に、審判部の編成が第 43 条(2)及び(3)により変更される場合は、手続に係るすべての当事者らは、何れかの当事者による請求時に、新規の口頭手続が新たな編成の審判部において行われることについて、知らされる。その新規の口頭手続は、新たな構成員がそのように請求し、かつ、審判部の他の構成員が同意を与えている場合にも、行われる。

(2) 審判部の新たな構成員は、既になされた何らかの暫定的決定により、その他の構成員と同等の程度まで拘束される。

### 第 39 条 決定の審議、投票及び署名

(1) 報告者は、審判部の他の構成員に対して、行われるべき決定の草案を提示し、かつ、そ

の草案に対して異論を申し立てる又は変更を求めるために合理的な期間を設定する。

(2) 審判部は、その構成員の全員が同一見解を有してはいないと思われる場合には、行われるべき決定について審議するために会合する。審判部の構成員のみが、審議に参加するが、審判部の議長は、登録事務官又は通訳者のような他の職員に対して、出席することの権限を付与することができる。

(3) 審判部の複数の構成員間での審議中に、報告者による見解が最初に聴聞されるものとし、かつ、当該報告者が議長ではない場合は、議長による見解が最後に聴聞される。

(4) 投票が必要な場合は、その投票は同じ順序で行われるが、議長は常に最後に投票を行う。棄権は、許可されない。

(5) 決定を行う審判部の全構成員は、その決定に署名を行う。しかしながら、審判部が最終決定に既に至っており、1名の構成員が行為をなすことが不可能な場合は、その構成員は交替されないものとし、かつ、議長は、その構成員に代わって決定に署名を行う。議長が行為をなすことが不可能な場合は、第43条(1)に従って決められる審判部の最上位の構成員が、議長に代わって決定に署名を行う。

(6) (1)から(5)までは、決定が、規則(EU)2017/1001の第165条(2)及び本規則の第36条(1)により単一の構成員によって行われなければならない場合には、適用されない。そのような場合には、決定は、単一の構成員によって署名される。

#### **第40条 審判部の議長**

議長は、審判部を統括するものとし、かつ、以下の職務を有する

(a) 審判部の構成員又は自身を、第35条(2)に従ってその審判部に割り当てられた各事件についての報告者として指定すること

(b) 審判部を代表して、規則(EU)2017/1001の第165条(2)による単一の構成員として報告者を指定すること

(c) 審判部に対して、本規則の第23条(2)に従って審判請求の許容性について決定することを請求すること

(d) 本規則の第41条に従って報告者によって実施される事件の準備審査を指図すること

(e) 口頭聴聞及び証拠調べを統括し、かつ、その調書に署名を行うこと。

#### **第41条 審判部への報告者**

(1) 報告者は、当該報告者に委譲された審判請求の予備的検討を実施し、審判部による審査及び審議に係る事件を準備し、かつ、審判部によって行われるべき決定の草案を作成する。

(2) そのために、報告者は、必要な場合には、かつ、審判部の議長の指図に従うことを条件として、以下の職務を有する

(a) 当事者らに対して、規則(EU)2017/1001の第70条(2)に従って所見を提出することを求めること

(b) 期限の延長請求に関して決定し、並びに場合に応じて、本規則の第24条(1)、第25条(5)及び第26条の意味における期限を設定し、かつ、第71条による中止に関して決定すること

(c) 第28条に従う通信及び口頭聴聞を準備すること

(d) 口頭聴聞及び証拠調べの調書に署名を行うこと。

## 第 42 条 登録課

- (1) 登録課は、審判部において設置される。登録課は、審判部における諸手続に関するすべての書類の受領、送付、保管及び通知並びに該当するファイルの編集についての責務を負う。
- (2) 登録課は、登録事務官によって率いられる。登録事務官は、(3)における規定を害することなく、審判部の部長の権限に基づいて、本条にいう職務を果たす。
- (3) 登録事務官は、規則(EU)2017/1001において、本規則において、又は規則(EU)2017/1001の第 166 条(4)(c)及び(d)に従って採用された審判部の幹部会による決定において定められているすべての方式要件及び期限が配慮されていることを保証する。この趣旨で、登録事務官は、以下の責務を有する
  - (a) 審判請求に関して審判部によってなされた決定に署名を行うこと
  - (b) 口頭手続及び証拠調べの調書を取り、かつ、その調書に署名を行うこと
  - (c) 自らの発意又は審判部の請求時の何れかで、本規則の第 23 条(2)による不備についてのものを含む手続要件及び方式要件についての理由を付した見解を、審判部へ提供すること
  - (d) 本規則の第 34 条(1)に従って、係争の決定を採用した EU 知財庁の部門へ審判請求を提出すること
  - (e) 本規則の第 33 条(a)及び(b)にいう事例において、審判部に代わって、審判手数料の払戻を指令すること。
- (4) 登録事務官は、審判部の部長による委任時に、以下の責務を有する
  - (a) 第 35 条(1)及び(4)に従って事例を割り当てること
  - (b) 規則(EU)2017/1001 の第 166 条(4)(b)により、審判部における手続の行為に関する審判部の幹部会による決定を実施すること。
- (5) 登録事務官は、審判部の部長の提案時になされた審判部の幹部会による委任時に、審判部における審判請求手続の行為及びそれらの業務の組織に関する他の職務を実施することができる。
- (6) 登録事務官は、本条にいう職務を登録課の構成員に委任することができる。
- (7) 登録事務官が第 43 条(4)の意味において行為をなすことを妨げられる場合又は登録事務官の地位が空いている場合は、審判部の部長は登録課の構成員を選任し、その構成員は、登録事務官が不在の場合に当該登録事務官の職務を実施する。
- (8) 登録課の構成員は、登録事務官によって管理される。

## 第 43 条 構成員及び議長の先順位及び交替

- (1) 議長及び構成員の先順位は、それらの者が、選任の文書において明示されたか又はそれができないときは EU 知財庁の管理委員会によって定められた、自身の就任の日付に従って計算される。当該基準において同等の先順位が存在する場合は、先順位は、年齢によって決められる。任期が更新される議長及び構成員は、それらの者の以前の先順位を保持する。
- (2) 審判部の議長が行為をなすことを妨げられる場合は、その議長は、(1)に従って決定された先順位に基づいて、審判部の最上位の構成員と交替させられるものとし、又は当該審判部の構成員が交替可能ではない場合には、審判部における他の構成員のなかで最上位の者と交替させられる。
- (3) 審判部の構成員が行為をなすことを妨げられる場合は、その構成員は、(1)に従って決定された先順位に基づいて、審判部の最上位の構成員と交替させられるものとし、又は当該審

判部の構成員が交替可能ではない場合には、審判部における他の構成員のなかで最上位の者と交替させられる。

(4) (2)及び(3)の適用上、審判部の議長及び構成員は、退職、病気、回避できない公約及び規則(EU)2017/1001の第169条及び本規則の第35条(4)による除斥の場合には、行為をなすことを妨げられるとみなされる。議長は、同議長が、本規則の第47条(2)により審判部の部長として行為を臨時で行う場合にも、行為をなすことを妨げられるとみなされる。議長又は構成員の地位が空いている場合は、それらの者のそれぞれの機能は、交替に関する本条の(2)及び(3)における規定により、臨時で行使される。

(5) 自身で行為をなすことを妨げられると考えている如何なる構成員も、そのことについて、関係する審判部の議長へ遅滞なく知らせる。自身で行為をなすことを妨げられていると考えている如何なる議長も、そのことについて、(2)に従って決められた当該議長の交替者及び審判部の部長に同時に知らせる。

#### **第44条 除斥及び忌避**

(1) 決定が、規則(EU)2017/1001の第169条(4)により、審判部によって行われる前に、関係する議長又は構成員は、除斥又は忌避の理由が存在するか否かに関して注釈を提示することを求められる。

(2) 審判部が、規則(EU)2017/1001の第169条(3)に基づいて、除斥又は忌避に係る可能な理由についての知識を、関係する構成員又は手続の当事者以外の情報源から得る場合は、規則(EU)2017/1001の第169条(4)に定められている手続が適用される。

(3) 関係する手続は、決定が、規則(EU)2017/1001の第169条(4)により行われるべき行為に対してなされるまで、中止される。

#### **第45条 大審判体**

(1) 審判部部長及び審判部議長以外の同審判部の構成員全員の名称を含む一覧は、規則(EU)2017/1001の第167条(2)にいう大審判体の構成員を順番に抽出する目的のために、本規則の第43条(1)に従って決定された先順位において作成される。審判請求が規則(EU)2017/1001の第165条(3)(b)により大審判体に対していう場合は、大審判体は、付託に先立って指定された報告者を含む。

(2) 第40条は、大審判体の議長の能力で行為を行う審判部の部長に適用される。第41条は、大審判体への報告者に適用される。

(3) 審判部の部長が大審判体の議長として行為をなすことを妨げられる場合は、同審判部部長は、第43条(1)に従って決定された先順位に基づいて、その機能において、かつ、場合に依じて、大審判体への報告者として、審判部の最上位の議長と交替される。大審判体の構成員が行為をなすことを妨げられる場合は、当該構成員は、規則(EU)2017/1001の第167条(2)及び本条の(1)により指定されるべき審判部の別の構成員と交替される。本規則の第43条(4)及び(5)は、準用される。

(4) 大審判体は事例について審議又は投票を行わないものとし、かつ、口頭手続は、構成員のうち議長及び報告者を含み7名が出席しない限り、大審判体において行われぬ。

(5) 第39条(1)から(5)までは、大審判体の審議及び投票に適用される。投票が同数の場合には、議長による投票が決定的になる。

(6) 第 32 条は、大審判体の決定に適用され、かつ、規則(EU)2017/1001 の第 157 条(4) (1) の意味における理由を付したその見解に準用される。

#### **第 46 条 審判部の幹部会**

審判部の幹部会は、以下の責務を有する

- (a) 審判部の構成について決定すること
  - (b) 審判請求事件の審判部への割当についての客観的基準及びその適用に関する何らかの抵触についての規則を定めること
  - (c) 審判部の部長による提案時に、支出推定額を作成するために、審判部の支出需要を設定すること
  - (d) 幹部会の内部規則を定めること
  - (e) 規則(EU)2017/1001 の第 169 条により、構成員に対する除斥又は忌避の処理に関する規則を定めること
  - (f) 登録課に対する業務指示を定めること
  - (g) 規則(EU)2017/1001 の第 165 条(3) (a)及び第 166 条(4) (a)により、規則を定めること及び審判部の業務を組織することについての幹部会の機能を行行使する目的のために、何らかの他の措置を行うこと。
- (2) 幹部会は、必要な場合は端数を切り上げて、同幹部会の議長及び審判部の議長らの半数を含む、幹部会構成員の少なくとも 2/3 が出席する場合にのみ、有効に審議することができる。幹部会の決定は、多数決によって行われる。投票が同数の場合には、議長による投票が決定的になる。
- (3) 第 43 条(1)、第 45 条(1)並びに本条の(1) (a)及び(b)により幹部会によって採用される決定は、EU 知財庁の公報において公告される。

#### **第 47 条 審判部の部長**

- (1) 審判部の部長が、第 43 条(4)の意味において行為をなすことを妨げられる場合は、規則(EU)2017/1001 の第 166 条(4)によって審判部部長へ付与される管理上及び組織上の機能は、審判部の最上位の議長によって、本規則の第 43 条(1)に従って決定された先順位に基づいて、行使される。
- (2) 審判部部長の地位が空いている場合は、当該部長の機能は、審判部の最上位の議長によって、第 43 条(1)に従って決定された先順位に基づいて、臨時で行使される。

#### **第 48 条 他の手続に関する規定の審判請求手続への適用可能性**

本編に別段の定めがない限り、審判請求に従うことを条件とする決定を採用した EU 知財庁の部門における手続に関する規定は、審判請求手続に準用できる。

## 第 VI 編 口頭手続及び証拠調べ

### 第 49 条 口頭手続への召喚

- (1) 当事者らは、規則(EU)2017/1001 の第 96 条に規定されている口頭手続への召喚を受け、かつ、本条の(3)についてその注意が喚起される。
- (2) EU 知財庁は、召喚状を発出する際に、必要な場合は、当事者らが、聴聞の前に、すべての該当する情報及び書類を提供することを請求する。EU 知財庁は、口頭手続中に 1 又は複数の特定の争点に的をしぼることを、当事者らに求めることができる。EU 知財庁は、当事者らに対して、テレビ会議又はその他の技術的手段によって、口頭手続に参加することの可能性も提供することができる。
- (3) EU 知財庁における口頭手続への召喚を正式に受けた当事者が召喚に応じて出頭しない場合は、当該手続は、その当事者の欠席のまま続行することができる。
- (4) EU 知財庁は、特別な反対の理由が存在しない限り、口頭手続の終結時点で、事例の決定の用意をなすことを保証する。

### 第 50 条 口頭手続の言語

- (1) 口頭手続は、当事者らが連合の異なる公式言語を用いることに合意していない限り、手続言語で行われる。
- (2) EU 知財庁は、口頭手続において連合の別の公式言語で通信することができ、かつ、同庁は、当事者に対して、手続言語への同時通訳を利用可能にすることができる場合には、請求時に、そのように通信を行うことの権限を付与することができる。同時通訳を提供するための費用は、当該請求を行う当事者又は場合に応じて EU 知財庁によって負担される。

### 第 51 条 当事者又は証人及び鑑定人らの証言及び検証

- (1) EU 知財庁は、当事者、証人若しくは鑑定人らの証言の聴取又は検証を行う必要があるとみなすときは、そのための暫定的決定を行うものとし、その決定には、証拠を得るための手段、証明されるべき関係事実並びに聴聞又は検証を行う期日及び場所を記述する。証人又は鑑定人の証言の聴聞が当事者によって請求される場合は、EU 知財庁は、同庁の決定において、その当事者が証人又は鑑定人の名称及び宛先を EU 知財庁に届け出るための期間を決定する。
- (2) 証拠を提示するために行う当事者、証人又は鑑定人らの召喚は、以下を含む
  - (a) (1)にいう決定の要約であって、特に、指令された聴聞の期日及び場所を表示し、かつ、当事者、証人及び鑑定人らが聴聞されることに係る事実を記述したもの
  - (b) 当該手続の当事者らの名称及び証人又は鑑定人らが第 54 条(2)から(5)までに基づいて援用することができる権利についての詳細。召喚は、召喚される当事者、証人又は鑑定人らに対して、テレビ会議又はその他の技術的手段によって、口頭手続に参加することの可能性も提供することができる。
- (3) 第 50 条(2)は、準用される。

### 第 52 条 鑑定人への委託及び鑑定人による見解

- (1) EU 知財庁は、鑑定人によって提出される見解書の方式を決定する
- (2) 鑑定人への付託の条件は、次を含む

- (a) 鑑定人の業務の的確な説明
  - (b) 鑑定人の見解書について定められた期限
  - (c) 手続の当事者らの名称
  - (d) 鑑定人が第 54 条(2), (3)及び(4)により援用することができる権利の詳細。
- (3) 鑑定人が選任された場合は、当該鑑定人による見解書は、手続言語で提出されるか又は当該言語への翻訳文が添付される。必要とされる場合は、書面による見解書の及び必要とされる場合はその翻訳文の写しが、当事者らに送付される。
- (4) 当事者らは、鑑定人の選任に対して、不適格であるという理由により、又は規則(EU)2017/1001 の第 169 条(1)及び(3)により審査官又は部門若しくは審判部の構成員に対して忌避をなすことができる理由と同一の理由により、忌避を申し立てることができる。鑑定人の選任に対する如何なる忌避も、手続言語で提出されるか又は当該言語への翻訳文が添付される。EU 知財庁の関係する部署は、忌避について統治する。

### 第 53 条 口頭手続の調書

- (1) 口頭手続又は証言の証拠調べに係る調書については、以下を含むものが作成される
- (a) 口頭手続が関連する事案の番号及び当該口頭手続の日付
  - (b) EU 知財庁の職員、当事者ら、それらの代理人並びに出席する証人及び鑑定人らの名称
  - (c) 当事者によってなされた提出物及び請求
  - (d) 証拠の付与又は取得の手段
  - (e) 該当する場合は、EU 知財庁が発出した命令又は決定。
- (2) 調書は、関係 EU 商標出願又は登録のファイルの一部となる。それらの調書については、当事者らに通知される。
- (3) EU 知財庁における口頭手続又は証拠調べが記録される場合は、その記録は調書と置き換えられ、かつ、(2)が準用される。

### 第 54 条 口頭手続における証拠調べの費用

- (1) EU 知財庁による証拠調べは、費用の見積額を参考に確定される金額を証拠の取り調べを請求した当事者が EU 知財庁に預託することを条件として、なされることができる。
- (2) EU 知財庁に同庁による召喚を受けて出頭した証人及び鑑定人らは、交通及び寝食に関する合理的な経費の償還を、当該経費を負担した場合、請求することができる。それらの者には、EU 知財庁から当該経費のための前払金を支給することができる。
- (3) (2)により償還を受けることのできる証人は、所得の喪失に対する適切な補償を受けることもでき、かつ、鑑定人らについては、それらの鑑定人の作業の手数料を受け取ることもできる。EU 知財庁による証人及び鑑定人の召喚が同庁の職権によるものである場合は、証人及び鑑定人らに対して支払われる補償は、それらの者が自身の義務又は業務を果たした後に行われる。
- (4) (1), (2)及び(3)により支払われるべき経費についての金額及び前払金は、長官によって決定され、かつ、EU 知財庁の公報において公告される。当該金額は、理事会規則(EEC, Euratom, ECSC)No. 259/68 及びその付表 VII に定められた、連合幹部職員規則及び連合の他の公務員に関する雇用条件と同一基準で算定される。
- (5) (1)から(4)までにより支払義務が生じたか又は支払われた金額についての最終責任の所

在は、次の通りとする

(a) EU 知財庁が同庁の職権により証人又は鑑定人を召喚した場合は、EU 知財庁

(b) 関係当事者が、規則(EU)2017/1001 の第 109 条及び第 110 条並びに実施規則(EU)2018/626 の第 18 巻により費用の割当及び確定に関する決定に従うことを条件として、証人又は鑑定人による証言の提供を請求した場合は、当該関係当事者。そのような当事者は、正式に支払われた何れの前払金も、EU 知財庁に返還する。

#### **第 55 条 書面による証拠の審査**

(1) EU 知財庁は、当該手続における決定をなすために必要な程度まで同庁における手続において提供された又は取得された如何なる証拠も審査する。

(2) 書証又はその他の物証は、連続的に番号付与される提出物の付属書類に含まれる。その提出物は、添付された各々の書証又は物証に係る以下のインデックス表示を含む

(a) 付属書類の番号

(b) 書証又は物証についての短文の説明及び該当する場合は、ページ数

(c) 書証又は物証について記述されている提出物の該当ページ番号

提出側の当事者は、付属物のインデックスにおいて、抗論の裏付けにおいて書類の特定部分についての表示も行うことができる。

(3) 提出物又は付属書類が(2)に定められている要件に適合していない場合は、EU 知財庁は、提出側の当事者に対して、同庁によって指定した期間内に、如何なる欠陥も是正することを求めることができる。

(4) 欠陥が EU 知財庁によって指定された期間内に是正されない場合、かつ、EU 知財庁にとって、書証又は物証が言及している理由又は抗論を明確に設定することが依然として可能ではない場合は、その書証又は物証は、考慮されない。

## 第 VII 編 EU 知財庁による通知

### 第 56 条 通知に関する一般規定

(1) EU 知財庁における手続において、EU 知財庁によってなされる通知は、規則 (EU) 2017/1001 第 94 条 (2) に従うものとし、かつ、関係当事者らに通知されるべき書類の送付の形態をとる。送付は、その書類への電子的アクセスを提供することによって実行することができる。

(2) 通知は、以下の手段の 1 によってなされる

- (a) 第 57 条による電子的手段
- (b) 第 58 条による郵便又は宅配便
- (e) 第 59 条による公示

(3) 名宛人が電子的手段による自身との通信の連絡先詳細を表示している場合は、EU 知財庁は、これらの手段と郵便又は宅配便による通知との間で何れかを選択する。

### 第 57 条 電子的手段による通知

(1) 電子的手段による通知は、有線、無線、光学的手段又はインターネットを含むその他の電磁的手段による送付を包含する。

(2) 長官は、使用されるべき特定の電子的手段に関する詳細、当該電子的手段が使用されることになる方法及び当該電子的手段による通知の期限に関する決定を行う。

### 第 58 条 郵便又は宅配便による通知

(1) 第 56 条 (3) に拘らず、審判請求期限の対象となる決定決定、召喚状及び長官によって判断されるその他の書類は、配達証明付きの宅配便又は書留郵便によって通知される。その他のあらゆる通知は、配達証明の有無に拘らず、宅配便若しくは書留郵便又は普通郵便の何れによってなされる。

(2) 第 56 条 (3) に拘らず、欧州経済地域 (「EEA」) において自己の住所若しくは自己の主要営業所又は実効的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有さない名宛人であって、規則 (EU) 2017/1001 の第 119 条 (2) によって要件とされている代理人を選任していない者に関する通知は、通知を必要とする書類を普通郵便で郵送することによってなされる。

(3) 通知が、配達証明の有無に拘らず、宅配便又は書留郵便の何れかによってなされる場合は、書状が名宛人に到達しなかったか又はより遅い日に名宛人に到達したことの事実がない限り、その郵送日から 10 日後に名宛人へ配達されたとみなされる。何らかの紛争の場合には、書状が目的地に到達したことを認定すること、又は場合に依りて、通知がその名宛人に配達された日付を認定することについては、EU 知財庁がこれを行う。

(4) 宅配便又は書留郵便による通知は、名宛人がその書状の受領を拒否する場合であっても、これが行われたものとみなされる。

(5) 普通郵便による通知は、その郵送日から 10 日後になされたとみなされる。

### 第 59 条 公示による通知

名宛人の宛先が確定できない場合又は第 56 条 (2) (a) 及び (b) に従う通知が、少なくとも 1 回試した後に、不可能と判明した場合は、その通知は、公示によりなされる。

## **第 60 条 代理人に対する通知**

(1) 代理人が選任されている場合又は共同出願において最初にその名前が記載された出願人が第 73 条(1)による共通代理人とみなされている場合は、通知は、その選任された代理人又は共通代理人あてに行われる。

(2) 単一の当事者が複数の代理人を選任している場合は、通知は実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1)(e)に従って行われる。複数の当事者が 1 名の共通代理人を選任している場合は、当該共通代理人あての単一書類の通知を行えば足りる。

(3) EU 知財庁によって正式に権限付与された代理人を宛先とされた通知又はその他の通信は、その通知又は通信が委任者を宛先とされた場合と同様の効力を有する。

## **第 61 条 通知における不備**

書類が名宛人に到達した場合において、それが正式に通知されたことの確認を EU 知財庁が立証できないとき又はその通知に関する規定が遵守されていないときは、当該書類は、それが受領された日として認定される日に通知されたとみなされる。

## **第 62 条 複数の当事者の場合における書類の通知**

当事者らから提出される書類は、当然のこととして、他方の当事者らに通知される。当該書類が新たな申立事項を含まず、かつ、その内容が決定の用意のできているものである場合の通知は、省略することができる。

## 第 VIII 編 書面による通信及び様式

### 第 63 条 EU 知財庁あての書面又はその他の手段による通信

(1) EU 商標登録出願並びに規則 (EU) 2017/1001 に定められているその他のすべての申請及び EU 知財庁を宛先とされるその他のすべての通信は、次の方法により提出される

(a) 送付者の名称の表示が署名と同等とみなされるものとされる場合における電子的手段による通信の送付による方法

(b) 当該書類の署名入り原本を郵便又は宅配便によって EU 知財庁あてに提出することによる方法。

(2) EU 知財庁における手続において、通信が EU 知財庁によって受領された日付は、その提示又は提出の日付とみなされる。

(3) 電子的手段によって受領された通信が不完全若しくは判読不能である場合又は EU 知財庁が送信の正確性に合理的な疑義を有する場合は、EU 知財庁は、送信者にその旨を通知し、かつ、EU 知財庁が指定する期間内に原本を再送信し又は (1) (b) に従って原本を提出することを求める。指定期間内にこの求めに応じた場合は、再送信の受領日又は原本の受領日が、当初の通信の受領日であるものとみなされる。ただし、欠陥が商標登録出願に対する出願日の付与に係る場合は、出願日に関する規定が適用される。指定期間内に求めに応じなかった場合は、当該通信は、受領されなかったものとみなされる。

### 第 64 条 郵便又は宅配便による通信の付属書類

(1) 通信の付属書類は、長官によって決定される技術仕様に従って、データで提出することができる。

(2) 付属書類を伴う通信が、複数の当事者を含む手続の当事者によって、第 63 条 (1) (b) に従って提出される場合は、その当事者は当該手続の当事者の数と同数の付属書類の写しを提出する。それらの付属書類には、第 55 条 (2) に定められている要件に従って、インデックスが付与される。

### 第 65 条 様式

(1) EU 知財庁は、次の目的でのオンラインで遂行できる様式を、無償で公衆の利用に供する。

(a) 該当する場合は調査報告書の請求を含む、EU 商標出願を提出すること

(b) 異議申立を行うこと

(c) 権利の取消を求める申請を行うこと

(d) EU 商標についての無効宣言又は移転を申請すること

(e) 移転の登録申請及び実施規則 (EU) 2018/626 の第 13 卷 (3) (d) にいう移転用の様式又は書類

(f) ライセンスの登録を求める申請を行うこと

(g) EU 商標の更新を求める申請を行うこと

(h) 審判請求を行うこと

(i) 個別的委任又は包括的委任の方式による代理人への委任を行うこと

(j) 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採用された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書による国際出願又はその後に行う指定を、EU 知財庁へ提出すること。

(2) EU 知財庁における手続当事者は、次の様式も使用することができる

(a) 商標法条約に基づいて又は工業所有権の保護に関するパリ同盟会議の勧告により設定された様式

(b) (1) (i)にいう様式は例外として、(1)にいうものと同じの内容及び書式を有する様式。

(3) EU 知財庁は、(1)にいう様式を、連合のすべての公用語で利用に供する。

#### **第 66 条 代理人による通信**

正規に委任された代理人によって EU 知財庁にあてて発せられた何れの通信も、それが委任者から発せられた場合と同様の効力を有する。

## 第 IX 編 期間

### 第 67 条 期間の計算及び存続期間

(1) 期間は、手続上の処置又は他の期間の満了の何れかである、関係する事象が生じた日の翌日から起算する。その手続上の処置が通知である場合は、別段の定めがない限り、事象とは、通知された書類の受領である。

(2) 期間が 1 年又は一定数の年をもって表示される場合は、当該期間は、該当するその後の年において前記事象が生じた月と同じ名称の月及び同じ数の日に満了する。該当する月に同数の日が存在しない場合は、当該期間はその月の末日に満了する。

(3) 期間が 1 月又は一定数の月をもって表示される場合は、当該期間は、該当するその後の月において前記事象が生じた日と同じ数の日に満了する。該当するその後の月に同数の日が存在しない場合は、当該期間はその月の末日に満了する。

(4) 期間が 1 週又は一定数の週をもって表示される場合は、当該期間は、該当するその後の週において前記事象が生じた日と同じ曜日名の日に満了する。

### 第 68 条 期間延長

規則 (EU) 2017/1001, 実施規則 (EU) 2018/626 又は本規則に定められている特定又は最長の期間に従うことを条件として、EU 知財庁は、理由を付した請求時に、期間の延長を認めることができる。そのような請求は、当該期間が満了する前に、関係する当事者によって提出される。2 以上の当事者が存在する場合は、EU 知財庁は、他方側の当事者の合意を条件として、期間の延長を認めることができる。

### 第 69 条 特別な場合における期間の満了

(1) EU 知財庁が書類の受領のために開庁していない日又は(2)にいうもの以外の理由により EU 知財庁の所在地において普通郵便の配達が行われない日に期間が満了する場合は、その期間は、EU 知財庁がその後に書類の受領のために開庁する最初の日であって、かつ、普通郵便の配達が行われる最初の日まで延長される。

(2) EU 知財庁が所在する加盟国において郵便配達に全般的中断が存在する日に期限が到来した場合又は同庁の長官が規則 (EU) 2017/1001 の第 100 条(1)により通信を電子的手段により送信することを許可している場合において、それらの電子的通信手段への EU 知財庁の接続が実際に中断した日に期限が到来した場合は、当該期限は、その中断後に EU 知財庁が書類の受領のため開庁する最初の日であって、かつ、普通郵便が配達される最初の日まで又はそれらの電子的通信手段への EU 知財庁の接続が復旧される最初の日まで、延期される。

## 第 X 編 決定の取消

### 第 70 条 決定又は登録簿における登録の取消

- (1) EU 知財庁は、同庁の職権により又は手続当事者らによって提供される対応する情報により、決定又は登録簿における登録が規則(EU)2017/1001 の第 103 条により取消の対象となることを認める場合は、影響を受ける当事者に対して、意図する取消について通知する。
- (2) 影響を受ける当事者は、EU 知財庁によって指定されている期間内に当該意図された取消に関する所見を提出する。
- (3) 影響を受ける当事者が意図された取消に同意する場合又はその者が期限内に何れの所見も提出しない場合は、EU 知財庁は当該決定又は登録を取り消す。影響を受ける当事者が意図された取消に同意しない場合は、EU 知財庁は当該意図された取消に関して決定を行う。
- (4) (1)、(2)及び(3)は、意図された取消が 2 以上の当事者に影響を及ぼす虞がある場合に、準用する。これらの場合において、(3)により当事者の 1 によって提出された所見は、他の 1 又は複数の当事者に対し、所見を提出すべき旨の要請を付して常に通知される。
- (5) 決定又は登録簿における登録の取消が公告されている決定又は登録に影響を及ぼす場合は、当該取消も公告される。
- (6) (1)から(4)までによる取消のための権限は、決定を行った部署に存在する。

## 第 XI 編 手続の中止

### 第 71 条 手続の中止

(1) 異議申立、取消及び無効宣言並びに審判請求手続に関して、権限を有する部署又は審判部は以下の手続を中止する

(a) 中止が事案の状況に基づき適切である場合における職権による手続

(b) 中止が事案の状況に基づき適切である場合の当事者系手続において当事者の 1 による理由を付した請求時に、当事者らの利害及び当該手続の段階を考慮しての手続

(2) 当事者系手続において両方の当事者による請求時に、権限を有する部署又は審判部は、6 月を超えない期間の手続を中止する。その中止は、両当事者による請求時に、最長 2 年まで延長できる。

(3) 適用可能な手数料の納付のための期間以外である当該手続に関連した如何なる期間も、中止の日付から中断される。規則(EU)2017/1001 の第 170 条(5)を害することなく、期間は、手続が再開される日から完全に起算されるように再計算される。

(4) 事例の状況に基づき適切である場合は、当事者らには、手続の中止又は再開に関する自身による所見を提出することを求めることができる。

## 第 XII 編 手続の中断

### 第 72 条 手続の再開

(1) EU 知財庁における手続が規則(EU)2017/1001 の第 106 条(1)により中断されている場合は、EU 知財庁には、規則(EU)2017/1001 の第 106 条(2)により同庁における手続を継続する権限を付与された者の人定について知らされる。EU 知財庁は、その者に対して、かつ、何れの利害関係を有する第三者に対しても、手続が EU 知財庁によって指定された日から再開されることを通知する。

(2) 規則第 106 条(1)(c)による手続の中断の開始から 3 月が経過しても、新たな代理人の選任について EU 知財庁に知らされていない場合は、同庁は、EU 商標の出願人又は所有者に次のことを通知する

(a) 規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)が適用される場合において、通信が通知された後 2 月以内に情報提供がなされないときは、EU 商標出願が取り下げられたものとみなされること

(b) 規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)が適用されない場合は、この通信が通知された日から EU 商標の出願人又は所有者について手続が再開されるようになること。

(3) 更新手数料の納付期間以外の期間であって、手続の中断があった日に EU 商標の出願人又は所有者について有効であった期間は、当該手続が再開された日から再度開始される。

## 第 XIII 編 代理

### 第 73 条 共通代理人の選任

(1) 複数名の出願人が存在し、かつ、EU 商標出願について共通代理人が指名されていない場合は、出願において最初に記載され、かつ、EEA 内に自己の住所又は自己の主要営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する出願人又は選任されている場合はその代理人は、共通代理人とみなすされる。すべての出願人が職業代理人を選任せざるを得ない場合は、出願において最初に記載された職業代理人が、共通代理人とみなされる。これらの規定は、異議申立通知の提出又は取消若しくは無効宣言を求める申請を共同して行う第三者及び EU 商標の共同所有者について準用される。

(2) 手続の過程において複数の者に対して移転がなされ、かつ、それらの者が共通代理人を選任していない場合は、(1)が適用される。そのような選任が不可能な場合は、EU 知財庁は、それらの者に対して 2 月以内に共通代理人を選任することを要求する。この要求に応じなかった場合は、EU 知財庁が共通代理人を選任する。

### 第 74 条 委任

(1) EU 知財庁が規則(EU)2017/1001 の第 120 条(2)により維持管理する一覧に登録された法律の有資格実務家及び職業代理人に加えて、規則(EU)2017/1001 の第 119 条(3)の意味における自然人又は法人を代理する従業者は、EU 知財庁がそれを明示的に要求したときに限り、又は EU 知財庁において代理人が行為をなす手続について複数の当事者が存在する場合において他方側の当事者が明示的にそれを要求したときに限り、規則(EU)2017/1001 の第 119 条(3)及び第 120 条(1)によりファイルに挿入するための署名入り委任状を EU 知財庁に提出する。

(2) 規則(EU)2017/1001 の第 119 条(3)又は第 120 条(1)により署名入り委任状を提出すべきことが要求される場合は、そのような委任状は連合の何れかの公用語で提出することができる。当該委任状は、1 若しくは複数の出願若しくは登録商標を対象とすることができ、又は委任する者が当事者である EU 知財庁におけるすべての手続に関して当該代理人が行為をなす包括委任の方式によることもできる。

(3) EU 知財庁は、そのような委任状を提出すべき期限を指定する。委任状が適時に提出されない場合は、委任者との手続が継続される。代理人によってなされる出願の提出以外の何れの手続上の処置も、EU 知財庁が指定する期間内に委任者の承諾がない場合は、なされなかったものとみなされる。

(4) (1)及び(2)は、委任の取下書類について準用される。

(5) 委任を解除されることとなった何れの代理人も、その代理人の委任の終了が EU 知財庁に通知されるまでは、引き続き代理人とみなされる。

(6) 本規則に含まれた別段の規定に従うことを条件として、委任は、EU 知財庁に対する関係では委任者の死亡をもって自動的に終結するとはしない。

(7) 代理人の選任を EU 知財庁に通知する場合は、当該代理人の名称及び営業所の宛先を実施規則(EU)2018/626 の第 2 卷(1) (e)に従って表示しなければならない。既に選任されている代理人 EU 知財庁に出現する場合は、その代理人は、自身の名称及び EU 知財庁によって同代理人に割り当てられた身元証明番号を表示しなければならない。複数の代理人が同一当事者によって選任される場合は、それらの代理人は、自身の委任状における別段の記述に拘らず、

共同又は単独の何れかで行為をなすことができる。

(8) 代理人の団体の選任又は委任は、その団体内において実務を行っている何れかの代理人の選任又は委任であるものとみなす。

#### 第 75 条 職業代理人一覧の修正

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 120 条(5)により、職業代理人の登録は、次の場合は、自動的に削除される

(a) 職業代理人が死亡し又は法的無能力となった場合

(b) 職業代理人が、もはや EEA 加盟国の 1 の国民でない場合。ただし、EU 知財庁長官が規則(EU)2017/1001 の第 120 条(4) (b)に基づいて免除を認可している場合は、この限りではない。

(c) 職業代理人が、もはや EEA 内において営業又は職業の場所を有さない場合

(d) 職業代理人が、もはや規則(EU)2017/1001 の第 120 条(2) (c)第 1 文にいう権原を所有しない場合

(2) 職業代理人の登録は、規則(EU)2017/1001 の第 120 条(2) (c)第 1 文にいうベネルクス知的財産庁又は加盟国の中央工業所有権庁における自然人又は法人を代理する代理人の権原が停止された場合は、EU 知財庁の職権で中止される。

(3) 登録を削除されている者は、削除の条件がもはや存在しない場合は、規則(EU)2017/1001 の第 120 条(3)による証明書を添付した請求の時点で、職業代理人一覧に再登録される。

(4) ベネルクス知的財産庁及び関係加盟国の中央工業所有権庁は、(1)及び(2)にいう何れの関係事象についても知った場合は、そのことを速やかに EU 知財庁に通知する。

## 第 XIV 編 標章の国際登録に関する手続

### 第 76 条 団体標章及び証明標章

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 193 条を害することなく、連合を指定する国際登録が規則(EU)2017/1001 の第 194 条(1)により EU 団体標章又は EU 証明標章として取り扱われる場合は、職権による仮拒絶の通知も、次の場合に、実施規則(EU)2018/626 の第 33 巻に従って発せられる

(a) 規則(EU)2017/1001 の第 76 条(1)若しくは(2)及び併せて同条の(3)又は規則(EU)2017/1001 の第 85 条(1)若しくは(2)及び併せて同条の(3)に規定されている拒絶理由の 1 が存在する場合

(b) 標章の使用規約が、規則(EU)2017/1001 の第 194 条(2)に従って提出されていない場合。

(2) 規則(EU)2017/1001 の第 79 条及び第 88 条による標章の使用規約についての改正に係る通知は、欧州連合商標公報に公告されるものとする。

### 第 77 条 異議申立手続

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 196 条により連合を指定する国際登録に対して異議が申し立てられる場合は、異議申立通知は、次を含む。

(a) 異議申立の対象となっている国際登録の番号

(b) 異議申立の対象となっている国際登録において列挙された商品又はサービスの表示

(c) 国際登録の所有者の名称

(d) 本規則の第 2 条(2)(b)から(h)までに定められている要件。

(2) 本規則の第 2 条(1)、(3)及び(4)並びに第 3 条 6 から第 10 条までは、次に従うことを条件として、連合を指定する国際登録に関する異議申立手続について適用される。

(a) EU 商標登録出願についての如何なる言及も、国際登録についての言及として読み替えられる

(b) EU 商標登録出願の取下についての如何なる言及も、連合に関する国際登録の放棄についての言及として読み替えられる

(c) 出願人についての如何なる言及も、国際登録の所有者についての言及として読み替えられる。

(3) 異議申立通知が規則(EU)2017/1001 の第 196 条(2)にいう 1 月の期間の満了前に提出される場合は、当該異議申立通知は、1 月の期間の満了後の最初の日に提出されているとみなされる。

(4) 国際登録の所有者が規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)により EU 知財庁における手続において代理されざるを得ない場合及び国際登録の所有者が規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)の意味における代理人をいまだ選任していない場合は、規則(EU)2017/1001 の第 6 条(1)による国際登録の所有者に対する異議申立についての通信は、当該通信の通知の日から 2 月の期間内に規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)の意味における代理人を選任することの請求を含む。国際登録の所有者が当該期間内に代理人を選任しなかった場合は、EU 知財庁は、国際登録の保護を拒絶する決定を行う。

(5) 異議申立手続は、職権による保護の仮拒絶が規則(EU)2017/1001 の第 193 条により発出される場合は、保留される。当該職権による保護の仮拒絶が、標章の保護を拒絶する決定で

あって、それが確定に至るときは、EU 知財庁は判定には進行せず、異議申立手数料を還付するものとし、かつ、費用の割当に関する決定は行わない。

#### 第 78 条 異議申立を基礎とする仮拒絶の通知

(1) 国際登録に対する異議申立通知が規則(EU)2017/1001 の第 196 条(2)により EU 知財庁において登録される場合又は異議申立が本規則の第 77 条(3)により登録されているとみなされた場合は、EU 知財庁は、異議申立を基礎とする保護の仮拒絶の通知を世界的所有権機関の国際事務局(「国際事務局」)に対して発出する。

(2) 異議申立を基礎とする保護の仮拒絶に係る通知は、次を含む。

(a) 国際登録の番号

(b) 当該拒絶は異議申立が提出された事実を基礎とする旨の表示及び異議申立が依拠する規則(EU)2017/1001 の第 8 条の規定についての言及

(c) 異議申立人の名称及び宛先

(3) 当該異議申立が商標出願又は登録を基礎とする場合は、(2)にいう通知は、次の表示を含む。

(a) 出願日、登録日及び存在する場合は優先日

(b) 出願番号及び異なる場合は登録番号

(c) 所有者の名称及び宛先

(d) 標章の複製

(e) 異議申立が基礎とする商品又はサービスの一覧。

(4) 仮拒絶が商品又はサービスの一部のみに関する場合は、(2)にいう通知は、それらの商品又はサービスを表示する。

(5) EU 知財庁は、次の通り国際事務局に通知する。

(a) 異議申立手続の結果として仮拒絶が取り下げられた場合は、当該標章が連合において保護されている事実

(b) 規則(EU)2017/1001 の第 66 条による審判請求又は規則(EU)2017/1001 の第 72 条による訴訟の後、当該標章の保護を拒絶する決定が確定に到っている場合は、当該標章の保護が連合において拒絶される事実

(c) (b)にいう拒絶が商品又はサービスの一部のみに関する場合は、当該標章の連合における保護の対象である商品又はサービス。

(6) 1 の国際登録について複数の仮拒絶が規則(EU)2017/1001 の第 193 条(2)又は本条(1)により発出されている場合は、本条(5)にいう通信は、それが規則(EU)2017/1001 の第 193 条及び第 196 条による標章の保護の全体的又は部分的な拒絶に関係する。

#### 第 79 条 保護付与の陳述

(1) EU 知財庁が規則(EU)2017/1001 の第 193 条による職権による仮拒絶の通知を発出せず、かつ、規則(EU)2017/1001 の第 196 条(2)にいう異議申立期間内に異議申立を一切受領せず、更に、提出された第三者による所見の結果として職権による仮拒絶の通知を発出しなかった場合は、EU 知財庁は、当該標章が連合において保護される旨を表示する保護付与についての陳述を国際事務局に送付する。

(2) 規則(EU)2017/1001 の第 189 条(2)の適用上、本条(1)にいう保護付与についての陳述は、

拒絶の通知が取り下げられた旨の EU 知財庁による陳述と同じ効力を有する。

## 第 XV 編 最終規定

### 第 80 条 経過措置

(1) 規則(EC)No. 2868/95 及び規則(EC)216/96 の規定は、第 82 条に従って本規則が適用されない場合には、進行している手続が終結に到るまで、当該手続に適用され続ける。

### 第 81 条 廃止

欧州連合委員会の委任規則(EU)2017/1430 は、廃止する。

### 第 82 条 施行及び適用

- (1) 本規則は、欧州連合の官報における公告日の 20 日後に施行される。
- (2) 本規則は、以下の例外に従うことを条件として、(1)にいう施行日から適用される。
- (a) 第 2 条から第 6 条までは、2017 年 10 月 1 日より前になされた異議申立通知には適用されない。
- (b) 第 7 条及び第 8 条は、当事者対審段階が 2017 年 10 月 1 日より前に開始した異議申立手続には適用されない。
- (c) 第 9 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた中止には適用されない。
- (d) 第 10 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた使用証明の請求には適用されない。
- (e) 第 III 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた補正の請求には適用されない。
- (f) 第 12 条から第 15 条までは、2017 年 10 月 1 日より前になされた取消若しくは無効宣言に係る申請又は移転に係る請求には適用されない。
- (g) 第 16 条及び第 17 条は、当事者対審段階が 2017 年 10 月 1 日より前に開始した手続には適用されない。
- (h) 第 18 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた中止には適用されない。
- (i) 第 19 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた使用証明の請求適用されない。
- (j) 第 V 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた審判請求には適用されない。
- (k) 第 VI 編は、2017 年 10 月 1 日より前に開始された口頭手続又はその日付より前に提示のための期間が開始している場合における書面による証拠には適用されない。
- (l) 第 VII 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた通知には適用されない。
- (m) 第 VIII 編は、2017 年 10 月 1 日より前に受領された通知及びその日付より前に利用可能になされた様式には適用されない。
- (n) 第 IX 編は、2017 年 10 月 1 日より前に設定された期限には適用されない。
- (o) 第 X 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた決定の取消又は登録簿における登録には適用されない。
- (p) 第 XI 編は、2017 年 10 月 1 日より前に当事者らによって請求された又は EU 知財庁によって課された中止には適用されない。
- (q) 第 XII 編は、2017 年 10 月 1 日より前に中断された手続には適用されない。
- (r) 第 73 条は、2017 年 10 月 1 日より前に受領された EU 商標出願には適用されない。
- (s) 第 74 条は、2017 年 10 月 1 日より前に選任された代理人には適用されない。
- (t) 第 75 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた職業代理人一覧における登録には適用されない。

(u) 第 XIV 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた EU 商標の指定には適用されない。

本規則は、すべて拘束力を有し、かつ、全加盟国において直接的に適用される。2018 年 3 月 5 日、ブリュッセルにて締結。